

淀川水系流域委員会 第10回淀川部会

議 事 録

日時：平成 13 年 12 月 17 日（月）13：00～17：00

場所：大阪府立国際会議場 1003 号室

庶務(三菱総合研究所 新田)

それでは、これより淀川水系流域委員会、第10回淀川部会を開催させて頂きたいと思いを。

司会進行は、庶務の三菱総合研究所関西研究センターの新田です。どうぞよろしくお願いいたしません。

では、審議に入る前に、幾つか確認をさせて頂きたいと思いを。

まず、配付資料、皆さまのお手元に置いてありますが、議事次第、資料1「第6回委員会速報(暫定版)」、資料2「検討課題についての意見整理資料(案)」、資料2-2「委員および河川管理者から提出された検討項目、ご意見とりまとめ表(案)」、資料2-3「各委員、河川管理者の提案内容」、その後ろに正誤表ということで1枚、A4のものをつけさせて頂いております。それから、資料3「住民意見の聴取・反映方法の検討について」、その後、ご意見募集と書かれております水色のチラシがございます。

それから、参考資料1「第9回淀川部会速報(暫定版)」、参考資料2「委員および一般からの意見」、参考資料3「検討スケジュール(案)」として、第6回委員会資料4をつけさせて頂いております。

それから、委員の皆さまには、枚方市防災マップという大きな地図を最後につけております。このマップにつきましては、部数の関係で一般傍聴の方々にはお配りしておりません。受付に余部がありますので、ご興味のある方はお取り下さい。

本日の資料につきましては、事前に送付させて頂いておりますと同じものを、皆さまのお手元に全てご用意しております。また、参考資料としまして、第1回の部会での現状説明資料をお二方に1つ置いております。適宜ご覧頂ければと思いを。

それから、本日は、後ほど一般傍聴の方々のご発言の時間を設けさせて頂いておりますので、「発言にあたってのお願い」に従いまして、よろしくお願いいたします。

それから、議事録を作成する関係上、必ずマイクを通してご発言願いたいと思いを。本日は、マイクを1テーブル1本ということで置かせて頂いておりますので、皆さまよろしくお願いいたします。

本日は午後5時をもちまして終了させて頂きたいと思いを。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

では、審議に移りたいと思いを。寺田部会長、よろしくお願いいたします。

寺田部会長(委員会・淀川部会)

それでは、第10回の部会を開催させて頂きます。いつものことながらご多忙のところ、委員の皆さま、お集まり頂きましてありがとうございます。

まだお見えになってない方が何名かいらっしゃいますが、委員のお1人がご都合が悪いだけで、他の委員は全員来て頂くということになっております。出席率はいつもよいのですが、今日は、また格段と出席率がよい中で有益な議論をお願いしたいと思いを。

それと、傍聴の方もいつもたくさんの方にお見え頂きまして、ありがとうございます。いつも、しり切れトンボの短い時間でしか意見を言って頂けないことが続いておりますが、庶務の方からも紹介させて頂きましたように、できるだけ時間を確保して皆さまからの意見もお出し頂きたいと思っておりますので、どうぞご協力をお願いいたします。

前回、榎屋部会長代理に司会進行をさせて頂きましたので、今日は私の方で進めさせて頂きます。

審議の議題の中で、最初に第 6 回委員会の報告があります。内容は、資料 1 の芦田委員長名でお作り頂いた速報をご覧頂きたいと思います。11 月 29 日に開催されました第 6 回委員会で、委員の方からの情報提供がありましたが、興味のある話ばかりで、この部会の委員方にも全員お聞き頂いてもよかったなと思うような内容でした。

少し議論になったところは、住民意見の聴取・反映方法ということです。詳しい内容は、後ほど、審議の議題の 3) 住民意見の聴取・反映方法についてのところでご報告を申し上げたいと思いますので、第 6 回の委員会の報告はこれくらいで終わらせて頂きます。

それで、検討課題といいますが、個別の項目についての議論ということで、今日は大半の時間を費やしたいと思っております。過去 2 回の部会では、基本的な考え方、理念、理念の転換に向けての意見交換をやって頂いたと思います。前回は、少し個別の問題、わけても環境という要素についての中身の関係で意見をいろいろお出し頂いたと思います。今日は、治水と防災のところを中心に皆さまで是非議論をして頂きたいと思っております。

参考資料 3 の「検討スケジュール」を見て頂きたいと思います。これは、今まで何度か出ておりますが、どのようなスケジュールの中で部会なり委員会が議論を進めていく必要があるのかということ、頭に置いて頂いて議論をお願いしたいと思います。

委員会は、11 月 29 日に開催された第 6 回委員会の次が、来年 1 月の末に予定されていたのが、これは 2 月 1 日に変更になったのでしたね。その第 7 回の委員会で、個別項目の中の治水・防災、それから時間があれば利用といいますが、従前は利水と言っていた部分についての全体の議論を行うということが予定されております。

淀川部会におきましても、1 月 31 日までに一定の治水・防災と、できれば利用、利水の部分につきましても、今日 12 月 17 日と、来年の 1 月 26 日に議論を皆さまで是非して頂きたいと思います。これは後ほど庶務の方から報告、紹介をして頂きますが、次回の部会開催を 1 月 26 日にさせて頂くことになりました。

従って、1 月 31 日までに今日と次回と 2 回あるわけです。ただ、1 月 26 日は、この前議論頂きましたようになるべく幅広い形で住民の方々、いろいろな方からご意見をお聴きしようという予定をしているものですから、今日は治水、防災、そして利用の部分も、できれば議論をして頂きたいということで設定させて頂きました。

何といしましても、治水というのは河川の管理、河川整備というものの一番基本的な部分で、これは現代においても変わらないと思います。今まで 2 回議論して頂いた、20 世紀から 21 世紀への時代の変革の中で、いろいろな社会条件の変化の中で、河川の管理、整備のあり方を基本的に変えていかなければいけないということで、この淀川水系流域委員会が模索のための検討をやっているわけです。

当然のことながら、一番基本になる治水、また防災という部分におきましても、仮に、これまでの考え方、理念を転換するとすれば、どのように基本的な施策が変わっていかなくてはならないのかというところが、非常に大きな問題であろうと思います。

今日は、委員の皆さまで具体的なあり方について、それも大きな施策というものがどのように変わっていくことができるのか、変わらなければいけないのかという辺りで、忌憚のないご意見を是非活発にお出し頂きたいと思っております。

時間はゆっくりありますので、じっくり議論をお願いしたいと思います。司会の方があまり

しゃべってもいけませんので、この前のように委員の皆さまからどんどんご意見をお出し頂きたいと思えます。どうかよろしく願います。

では、紀平委員からどうぞ。

紀平委員 (淀川部会)

部会長がおっしゃった検討スケジュールの中に、治水・防災、その次に利用ということがありました。また、水需要等ということで参考資料3に書かれております。今日の議事次第の審議のところも、「治水・防災」、「利用」となっておりますけれども、国土交通省の「河川整備の基本的考え方」の方では「治水」、「利水」、「環境」ではなかったかと思えます。「利用」ではなかったと思えます。

そのことについては前回の部会で、有馬委員や私からもちょっと言ったのですけれども、水利用というのは利水なんです。当然水は要るわけで、灌漑用水も要るでしょう。そういう利水と異なり、利用となると何か趣味が入った感じの川を利用すると受け取れます。水面利用ではなくて、河川敷もそうですが、利用ということがかなり中心に考えられて、公園利用、ゴルフの利用、スポーツの利用といった要望に管理者が応える必要が出てきます。

枚方市の場合でもそうですけれども、枚方大橋のすぐ上のところに大きな公園ができております。平成9年に国体がありまして、その時に合わせて、そこに公園をつくって欲しいという話が非常に強くて、あのような公園ができたと思えます。その当時は平成9年までに完成ということで、私達も、殆どその話は聞かないうちにでき上がっていきました。それは、市民の要望だということで、枚方市の方から強い要望があってできたと思っています。

そのような形で、どんどんこれからあちこちの市町村が要望する、団体が要望するということになりかねません。利用という言葉は非常に注意しなければいけないと思うので、ここで私は治水、利水、環境という表現にするというか、利用というのはあまり表面に出してほしくないという気がするのです。

寺田部会長 (委員会・淀川部会)

最終的にいろいろ議論して頂いたものを文書化するといいますが、レタリングの段階ではそれは厳密に使いたいと思えます。今日は、そういう意味では利用なり利水なりということで、そこは少しあいまいであってもお許し頂きたいと思えます。

谷田委員 (委員会・淀川部会)

私は、紀平委員と考え方が違います。利用というのは、大変幅が広いのです。

例えば阪神大震災を契機にしまして、河川というのは災害を遮断する空間として認識されました。これも利用だと思えます。ひどいところだと、排水路として利用しています。その一部としてレジャー利用のようなものもあります。逆に利水も含めて「利用」といってもよいのではないのでしょうか。利水はもちろん一番大きいのですが、この委員会で、大変幅広い河川の使われ方、特に都市河川の使われ方を「利用」として前向きに考えていって、その中で紀平委員がおっしゃっているようなレジャーへのオーバーユースであるとか、公園をつくるとか、そういうものに対して、何らかの意見を私達が持てばよろしいのではないのでしょうか。

利水という言葉に戻ってしまうと、時代的な意味では後退しているような気がします。

紀平委員（淀川部会）

また反論です。谷田委員が言われるのは、確かにその通りだと思いますが、趣味の利用を防がなければいけないと思います。個人の趣味で、バイクとかで入ってきたりしていますね。そういう団体ができて、そういう人たちの要望も聞かなければいけないとか、利用というのを許してしまったら、それもなかなか制御するのは難しいので、利用というのをやめて欲しいという気持ちでいます。

確かに言われることもよくわかるのです。ですから、私達が利用というのを全面的に認めるのかどうかですが、個人として私は認めたくないと思っています。これは難しい問題だと思います。ダムも同じだと思います。ダムを許すのか許さないのかということも大きな問題で、その上で議論をしていく必要があります。もちろん最終的には折り合いをつけていかなければいけないと思います。

ですから、私は、ダムを本当は許せないという気持ちを持って話をしながら、どうしても許される場所とか、しょうがないというのが出てくるかも知れませんが、初めからダムありきという考えで話していたら何となく寂しい気がして、そんな気持ちで言っています。先ほど谷田委員の言われたこととあまり変わらないと思うのですが、根本的にどういう思想を持っているのかというのは非常に大事なので、そうしないと、議論していく中でかなりおかしな話が出てきたりします。そういうことと言っているのだから、谷田委員と恐らく変わっていないと思います。以上です。

有馬委員（淀川部会）

利用云々に関わってきますが、淀川環境、自然環境がむちゃくちゃになっている大きな原因は、殆ど河川公園をつくったところにあると思います。

川那部部会長のお言葉を借りて言いますと、水辺がなくなったということになります。水際ができたというのは、結局、断崖絶壁をつくるような高水敷の造成にあったのだと思います。まず今やらなければいけないことは、淀川に川の環境を取り戻すことです。琵琶湖の問題等いろいろ今まで出ていますが、1つにまとめれば、川らしい自然環境を取り戻すことだと思います。

しかし、その場合に治水がどうなってもよいのかという問題になりますので、治水は当然優先だとなるでしょう。それで、今まで公園やグラウンドがつくられた例の高水敷が造成されたということを考えてみますと、治水と利用ということが優先されていたからあのような高水敷ができたのだということになります。

今、上流の木津川を見ていますと、短い区間ではありますが、同じような構造の断崖がつくられつつあります。ですから、木津川もすっかりしていると、今の淀川本川と同じ姿になりかねません。利用というのは、グラウンドやゴルフだけではなくて、既に舟運という問題も上がってきています。舟運を考えると、河床低下をどうするかという問題が出てくるでしょうし、利用するということも絡めて河川整備計画を考えていたのでは考えはまとまりません。今の淀川をつくってしまった、ああいう形にならざるを得ないだろうと、そのように危惧するのです。

ですから、ここは治水が優先されて、利水、水問題ということで考えて、望ましい姿を取り戻してから残っていたら水面利用や高水敷の利用、いわゆる狭い意味の利用を考えていくべきでしょう。その時には高水敷はないはずで、利用はちょっと置いておいて、まさかグラウンド等が利水であると

はどなたもお考えではないだろうと思いますので、利用、利水、これははっきり分けて進めていかないといけないと考えます。

谷田委員（委員会・淀川部会）

気持ちとしては、今のご意見と全然変わらないと思います。

ただ、こういうことはどう捉えるかで、変わってきます。例えば多くの下水処理場があり、その処理水を海まで直接持っていないで、川に捨てているわけです。これは排水路として淀川を利用しているわけで、これもいろいろ問題がありますから、まな板の上に上げたいのです。そうすると、狭い意味の利水ではそれはあがってこないです。

それから、もう1つ楽観的なのは、現在の国土交通省整備局のスタンスでいけば、今以上に、例えば高水敷利用を広げる方向にはいかないだろうと、希望的観測をもって河川整備計画なりにそれを書き込んでいけばよいわけです。逆に利用について言及しないということは、現状について議論しないことにならないかということに危惧します。そういう意味で、限定付きではあっても、利用の問題もこの中で議論しなくてはならないと思います。

特に、水面利用の場合はまだ悪くなりそうですが、これはコントロールしてとめるのか、サステイナブルに利用を考えるのか、そういう意味で入れた方がよいような気がします。

有馬委員（淀川部会）

利用だけで入れるというのが気になります。今の谷田委員のお考えでいくと、利用の中の限定した部分についての話を生かさないといけないだろうと思います。確かに排水やら処理場の問題、大きなものがありますが、それが利用というと、あっという間にグラウンドのことやら、そういう利用に偏ってしまう可能性があります。

ですから、むしろ限定できるのなら問題を絞ってしまったらどうかと思います。限定付きの利用は無理ですか。

川上委員（委員会・淀川部会）

利用の問題につきましては、先ほど紀平委員もおっしゃったように、前回もかなり白熱した議論が交わされたわけです。重ねて、今日も利用という言葉が出てきたことについては、河川管理者の方からの強いこだわりがあったのでしょうか。そうではなくて、単に流れで前回の議論が反映されずにこのまま出てきているのでしょうか。

寺田部会長（委員会・淀川部会）

この用語を使うことに何ら意図はありません。それから、河川管理者の方からの要望も何もありません。ですから、先ほど申し上げたように、今ここに出ている用語の使い方がどうであるかということは、中身の議論をして頂ければ自然に決まっていくわけです。「利用」という文言が適切でなければ、もとの「利水」に変えたらよいだけの話です。

大事なことは、水資源に対する使い方というものをどのような考え方で、また具体的な施策がどう変わっていかねばいけないかという中身の方を議論して頂く必要があるわけです。「利水」か「利

用」かという言葉遣いで、委員の皆さまのイメージが少し違うので、議論が出ていますけれども、そういう用語の問題、概念の問題は、文書化するときにきちっと決めたいと思います。

今日は、できればもっと基本的なところの話を是非出してもらいたいと思います。時間が限られていますので、順番として治水と防災というところをまずご議論頂けないでしょうか。

抽象的には皆さま、転換が必要だということは一致しています。ところが、具体的な施策の中で、それをどう変えていくかという議論がまだ殆どできていません。それを、是非今日議論して頂きたいと思います。

これまでの河川管理といいますが、治水についての管理の考え方というものが、過去の最大降水量ということを中心に置いて、そして、万が一の場合に備えた、洪水に備えた対策を上流部ではダムとか堰、それによって流量をコントロールする、それから、流れていく河川においては、河道をなるべく真っすぐにして妨害物がないようにし、そして直線的に海へ少しでも早く流す、堤防は頑丈なものをつくる、できれば洪水ということを封じ込めるといったことが基本的な考え方で、それが最優先で河川整備が行われてきたということは間違いはないだろうと思います。

但し、そのことがいろいろ不合理な部分、また時代に合わない部分、特に環境的な面からの悪化を招いているというところから、変えていかなければいけないというところで皆さま一致しているわけです。ところが、どう変えたらよいか、皆さまが思っているところを是非出して頂けないかと思えます。

今日は、洪水防御の今本委員がまだお見えになっていないので、まずは一番の河川整備計画の基本に据えられている治水というものの具体的な施策がどのように変えることができるのか、また、どのように変えていったらよいかというところを皆さまにご意見を出して頂きたいと思います。

塚本委員（委員会・淀川部会）

ちょっとだけ戻らせてもらいたいです。

河川の利用というのは、いろいろ地域によって違います。例えば京都、鴨川になると、風景、景観としての在り方があります。その時には、中はどういう自然の要因が入っていったらよいかということも1つの利用の方法ですから、谷田委員が言われるところは、実は非常に広いのだ、区切りがつかないくらいにいろいろなものがあるという多様であるといった在り方と解釈したらどうかと思います。

1つ、今日提案させてもらいたいことがあります。今まで淀川流域を視察しました。それで、1つは緊急性が必要だと思います。経済的にも非常に危ない時期にも来ています。そうすると、今ここだけは少なくとも改修したいのだ、場合によってはそれが応急的かも知れないけれども、そういう箇所を、現場を含めて一度見て、お互いに河川管理者も説明する、町や堤内の方がどうなっているのかということも知る、それから、河川だけではできないようなほかの分野、ほかの利用性に関わってくることも入ってくる、そういう現状を見ながら検討していくというのも、いろいろなことをこれから考えていく上で大事ではないかと思えます。

例えば、今後多分、ダム問題も入ってくると思いますが、現状のいろいろな矛盾点、或いは相反する点を皆さまと認識するというのを、具体的場で一度集約的にやってみるというのも大事ではないかと思えます。私の提案は、2カ所か3カ所くらい、どこか淀川の流域の中で、ここはというところ

を提出して頂くか、逆に委員の方から、ここは治水としてやっておかないといけないうところ、或いは、非常に特異性のあるところ、先ほど申した河川だけではできないような部分を例として出して頂きたいと、私は思い提案するのですが、いかがでしょう。

小竹委員（淀川部会）

私は、防災について、いわゆる明治時代のシステムがそのまま現在まで伝わっているということは前回は前回も申しています。

木川南小学校のところで防災センターを設けて、ちゃんと防災の委員を任命して、早く展開していかないといけないと思っています。私は昭和9年の室戸台風もジェーン台風、第2室戸台風も全部体験しており、土手が残っていても後ろのドブ川が一気に2mくらい盛り上がってくるという状況も見えています。阪大病院の地下がすごいことになり、文部省から2回叱られたわけです。実体験から判断して、スピードアップしてやらなければいけない部分があります。皆さまのご意見を聞いて、私なりに水域を区別しますと、源流の部分が上流と中流と3川合流の部分と、下流の中でも特に汽水域、これは利用とか利水とかいう問題を通り越して、汚染と高波といろいろ問題があります。浮浪者の存在もありますし、いろいろ問題が展開します。

琵琶湖を見たときには湖北と湖南と湖西と湖東と、それぞれ条件が違ふと思います。ちょっと今日のテーマから外れるかもしれませんが、皆さまは、近江八景はちゃんとすぐ言えますか。私も4つまでは言えますが、あとは全然わかりません。矢橋の帰帆、三井の晩鐘、瀬田の夕照、石山の秋月、粟津の晴嵐、唐崎の夜雨、堅田の落雁、比良の暮雪、これだけあるわけですが、これを文章的に自然グループから見たら、あまりにも夕方の景色と秋の景色ばかりで、春と夏、朝日が全然出てきません。こういう文化の中でも違ってくるのではないかと思います。

その意味で、汽水域だけ見ても、一番河口の矢倉海岸のところで釣りや飛行機を飛ばしたり、凧揚げさせたり、いろいろな情景が見られます。十三の淀川花火大会では、8月3日に2万発上げて60万人の人が楽しんでいます。その費用は企業から頂くのではなく、市民グループが全額を出しています。しかも8月3日に実行しているのは、7月中は野鳥の生息の時期ですから駄目で、8月3日にお互いに協調してやりましょうということで、10回を過ぎて、年々日本一、二を争うような花火大会の場所になりました。

その場所に、先週、国土交通省の皆さまのおかげで船の棧橋ができて、そこが緊急物資の揚陸場であり、ヘリポートであり、北野高校のグラウンド、ラグビー場、サッカー場、都市公園としての使い方がされています。私も利水、治水、みんなわかっているわけですし、皆さまの大小便がそのまま流れた水を世界一になるような水道水にろ過して、須磨まで持って行って飲んでもらっているという、非常にいろいろ問題が展開するわけです。

ですから、それぞれの皆さまの担当される部分で、今おっしゃったような展開が要るのではないかと思います。きのうも野鳥の観察会をやりましたが、十三干潟で休憩していると129種類の野鳥が来ていました。同じことを繰り返しますが、ツバメはインドネシアから来ております。シギ類はオーストラリアからシベリアまで行きます。そういう観察は毎月やってないとわかりません。今も結構たくさん朝から来ております。

また一方、おもしろいことに、きのうは十三警察から電話がかかってきて、「先生、運転免許証の発

行を待つ若い人が退屈している、或いは殺伐とした世になったから、宇宙メダカを警察署の待合室に持ってきてくれ」ということで、昨日運んで行きました。新大阪の宇宙メダカの展示と同じで、それぞれ利用の仕方が、あらゆる方向に淀川の水系の水というのは展開しますから、なかなか一概に1つの点で言えないわけですが、先ほどもテーマとして出ました。

では、一般の市民の皆さまの声を聴くのはどうかという形で検討しますと、最も大きい声が出てくるのは、自然保護のグループからです。それに次いで出てくるのがスポーツのグループ、そして、漁業権があって、水利権の声が出て、その流れの中では、1つの哲学と話し合いと理解と協力がなかったら絶対進みません。そこをいかにそれぞれが納得していくかが問題です。20年、30年先の子供さんのために水道水はどうあるべきかとか、下水がどのように利用されているかというような展開が出てくるわけで、幸いに北野高校と英真学園は、年間の体育祭と文化祭とあわせて、河川敷の清掃をこれから永久に2つの高等学校は行事として入れているわけです。

河川管理者の宮本所長もご存じの通り、今朝、読売新聞が木津川の記事を書いております。木津川左岸の長さ約2km、幅300mの河川敷に廃棄物が投棄され、それを撤去し、自然を再生するのに約2億円かかると記事に書いてあるわけです。本来は、流域の高等学校を中心に全高等学校が河川をいつも清掃するような状況に持っていけば、何もお金は要らないでできるだけ展開ができるわけです。廃棄物が積み上げてあると、とんでもないところまでオートバイとか自転車をほうり込む、テレビも放り込むという、大人社会の非常に恥ずかしい、汽水域でもそういう現象がいろいろあります。先ほどおっしゃったように、できることを特に集中してやらなければいけない場合、いろいろ問題が出てくるのではないかと思います。

例えばスポーツだけ考えたとき、琵琶湖では毎日マラソンがあります。ボートは大阪城の大川と瀬田川でボート競技、最近神崎川でもやり出しました。ですから、それぞれの利用の仕方があり、ちょっと知らずにいるといろいろ問題が進行していきます。三十石船が毛馬の閘門を乗り越して道頓堀川へ、大阪市長まで行って審議しておられるかのような話です。むしろ考え方によっては、それをついでに阪急の鉄橋から長柄の間は、自然観察とファミリーの大都市の特別指定地区としての国立公園にするやり方と、それぞれいろんな展開が出てくるのではないかと思います。

それで、もう1つ、第1回目に申しましたように、駅伝とかウォーキングとかスタンプラリーとかいう都会の皆さんが望むところは、土手の上を京都まで歩けるように支流の安威川等、一般道へ回っていかなくても、利用できる橋をかけて下さいというような要望もあるのではないかと思います。

もう終わりにしますが、先週、私は淀川に鉄橋をかけている鉄道会社が、淀川にどれほどの関心を持っているかということで、4つ、阪急電鉄とJRと京阪電気鉄道と近畿日本鉄道の総務部に会いに行ってきました。それで、どういうご意見があるかということ、お客さんの安全対策ばかりで、川にどうも関心がいつているとは思えませんでした。シンポジウムを開くこともありますので社内の代表を選んでおいて下さいということまでお願いして帰ってきました。まだまだ一般住民の皆さまの水系に対する趣と同じで、鉄道会社の皆さまも、それぞれ鉄橋を渡りながら、淀川水系の深い関心があるような雰囲気ではなかったと言えます。

昭和の大水害のときに、阪急京都線安威川の鉄橋が30cmずれて通行止めになったりしました。それぞれの建設された時代の橋脚の強弱が、運転手側まで十分に認識されていません。どこまで増水したときにどうしたらよいか、判断がなかなか難しいわけです。この頃は風速と水量で早めに電車を止め

る状態であり、また客側も容認して頂いていますが、明治時代に建設した部分もありますし、最近では建設の度合いが違います。

以上、あまり長くしゃべるといけませんので、最近までのお話をさせて頂き終わります。

寺田部会長（委員会・淀川部会）

司会の方から、皆さまの意見のコントロールをするつもりは全くないです。再三申し上げますけれども、まずとにかく治水について、基本的な考えを皆さまで出し合ひましょう。

今日の資料2-2で、項目ごとに今まで、委員の皆さま、淀川だけではなくてほかの部会の皆さまの発言、それから河川管理者の出して頂いた意見の部分を全部含めて整理しました。これは項目だけしか書いていませんが、いろいろなところで治水について発言を各委員の皆さまもして頂いています。今日はそういう意味で、実質的な議論をやって欲しいと思います。

例えば資料2-2の3枚目、5というところで治水の項目がありますが、この部会の委員の皆さまもご覧頂きましたらおわかり頂けるように、川上委員、榎屋委員、また谷田委員、たくさんの方の発言されています。この辺りを、基本的な認識、理解というものをもっと出して頂けませんか。でないと議論になりません。もっときちんとした議論をしないと、治水に関する部分でどう変えるのかということが一番基本になる部分ですから、もっと明確なものを出していかないといいけません。ここでいろいろ書いて頂いている部分のコメントも含めてということで結構ですけれども、お出し頂けますか。

田中委員（淀川部会）

明確な基本になるかどうかわかりませんが、治水という問題で、私もダムに関わってきた者の1人として、治水の一番の原点はダムであったと思っております。ダムが治水の本流をなしてきたわけですが、旧建設省もこういう形で一番の主演としてずっときているわけですから、そういった意味で、ダムの見直しとかいろいろ問題点、或いは疑問点も出てきていると思います。

戦後、まさしく産業、経済復興のために、必然的にダムというものが出てきたわけですが、これから、治水という問題を考えれば、ダム河川をこのままずっと続けていってよいのかということが、出てくると思います。

私もあちこち回ってきましたが、淀川本川に限らず、ダムに砂がたまっていくという現象が数多く起きてきているわけなので、やがてあと何十年か知りませんが、だんだんそういうダムが、砂で埋まっていった後に利水、治水というのは一体どうなっていくのかということ、私は素人ですが、非常に不安を持っております。

そうした時点で、これからの治水を考えていく場合、限度といいますが、人間生活というのはこれだけの大量の消費社会をつくっているわけですから、水も当然大量の消費という形になっていくわけですが、人々も生活のスタンスだとか、或いは源水量に合った生活文化をつくっていく等していかないと、これ以上、川の中で、何らかの科学的な力で押さえたいこうという治水は、非常に無理があるのではないかという気がするわけです。その点、私は不安に思っています。

同時に、昔から治山治水という1つの哲学がありますが、私は鴨川にずっと関わってきたのですが、森林の保全、或いは育成、これからそういった面での河川の流域の保全、或いは治水というもの、もちろん限りはありますけれども、そういった面をもう一度見直して、森林に対する考え方、つまりダ

ムが主役であった今までと違って、これからは主役を森林の方に置いていく、そういう方向性も必要ではないかと思えます。

私、実は鴨川ダム反対に関わったわけです。今日は京都府の方も見えていると思いますが、昔、平安時代からずっと見てみますと、都をつくったとき、或いは、寺社、仏閣の造営のために木材を大量に伐採した後に、大体洪水が起きているという歴史の繰り返しもあります。

そういった意味では、前回にも申し上げましたが、やはり農林水産省なり、或いは森林関係の人とスクラムを組んで、森林の保全や育成といった方向へ持っていくのも1つの方向ではないかと考えております。

鴨川にこだわるわけではないのですが、鴨川の防災から言えば、荒神橋の地点で最大流量が毎秒650m³/sになっています。これを1,500m³/sの最大流量にしないと、洪水が起きます。つまり、2倍強の最大流量を設定するという、こういう川づくり、治水づくりは、今までの私の経験からいっても、少し無理があるのではないかと思えます。ですから、もう少し現実味を帯びた治水対策というの、是非これからは反省材料として考えていって頂きたいと思えます。

川幅を広げたり、川底を掘ったりしても、そういう形で2倍強の最大流量が必要だとはなかなか現実的には考えられないと思えます。そういうことも含めまして、淀川水系の中でも上流部に森林、自然環境豊かな地域が幾らでもあると思えますが、これをあくまでも破壊しないということと、保全するというのと、なおかつさらに豊かな複合樹林帯等を形成して川づくりをしていくべきです。それで、私達市民も原水量に合った水文化をつくり上げていく、そういう生活のスタンスの改め方も1つの方向性として大事ではないかと思えます。以上です。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

先ほど塚本委員の方で、一体どういうところが緊急性があるのだ、危ないのだという話を出したらどうだということがございました。

2回、淀川部会で現地視察の際に、堤防を走ったとき常に、川の方も案内しましたけれども、是非、堤内側を見て下さい、家が建っている方を見て下さいと言ったつもりです。堤防の際まで、家が建っているわけです。

(OHPで説明)

それで、一体どこが危ないのだということですが、これも今までの部会、或いは委員会の方でご説明いたしました。これは桂川、宇治川、木津川で淀川本川です。ちょっと見えにくいですが、昨年の中海程度の大規模な雨が降ったときに堤防の上を洪水があふれて、その時には、ほぼ確実に堤防が壊れる、破堤するだろうというところはピンク系統です。

その中でも特に赤く塗ってあるのは、それ以下の大雨でも危ないというところで、例えば木津川については、ほぼ全川の的に危なくなっており、宇治川については、宇治橋から隠元橋の下流くらいまでが危ないところです。そして、桂川については中流から下流が危ないということです。それから、ブルー系統では、漏水とか洗掘によって堤防が壊れる可能性があるということです。

全川の的に危ないところがあります。淀川本川におきましては、堤防があふれるという恐れはあまりないですが、漏水とか洗掘によって危ない箇所があるということをご説明したわけです。

先ほどから、どのように今後の治水の考え方を考えるのだというお話がございました。前回の部会で、渡辺委員の方から、川に生かされて、洪水に対してしたたかに対策をとろうではないかということが一体どういうことだというご質問がございまして、私はご説明しました。

今日はこのポンチ絵で説明したいのですけれども、こちらが洪水の被害に及ぼす頻度です。こちらの方は頻りに洪水被害がある、こちらはそんなにないとなっています。それから、縦軸は、被害が起こったときのダメージポテンシャルとありますけれども、被害が起こったときにどれだけ大きな被害になるかを示しており、こちらに行くほど被害が大きくなるということです。

まず、黄色ですが、ある時点においては、しょっちゅう浸水といえますが、洪水氾濫がありました。しかし、当時はまだ川の周りが農地であるとか、或いは低湿地帯で、そう大した被害はなかったということで、割と被害の大きさというのは小さかったわけです。ところが、現在は、河川改修なり上流のダムによって、洪水の頻度は下がりました。しかし、一方において、上流で適量にあふれた水が下流に集中する、そして、また堤防が高くなってきたということ、それから、堤防の周りが農地ではなしに、完全に都市化されたということがありまして、一たん被害が起こったときの被害の大きさというのは、昔に比べて格段に上がったということです。赤い点だと思って頂ければよいと思います。

私達の住んでいる地域というのは、洪水に対して大変もろくなっているのではないかということです。本当は、ブルーの点のように頻度も下がるけれども、一たん被害が起こったときの大きさも下がるというのが一番よいわけです。それに比べて現状は、洪水の頻度は下がったけれども、ダメージポテンシャルは非常に大きい、大変もろい状況になっているということです。

まず、基本的には、ダメージポテンシャルが非常に大きいという状況を小さくすると同時に頻度も下げていくということが一番よいわけです。その辺を、仮に今ここにいるといたしまして、どちらの方向にいくのかということです。今までと同じようにもっと頻度を下げる方向にいくのか、ダメージポテンシャルが大きくなって仕方がないという方向にいくのか、或いは、今、これだけもろい地域をつくったわけですから、これをどのようにして下げていくのかというところが、洪水に対してもろい地域から、洪水に対してしたたかな地域に変えていくという、これは非常に大きな方向転換だと私は思っています。その辺について、是非委員の方に意見交換をお願いしたいと思っています。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 水野）

今、淀川工事事務所管内の説明がございました。木津川上流工事事務所の管内では、また違った現状です。ご覧頂いたように岩倉峡、保津峡という狭窄部があって下流が守られていると、イコール上流でよく氾濫しているということもありますので、その辺の議論が必要がございましたら現状を説明しますので、言って頂ければと思います。以上です。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

今、水野河川調査官が申し上げましたが、このような大きな流れがあります。もう1つは、淀川流域の特性といたしまして、現地視察して頂きました保津峡の上流の亀岡、それから、岩倉峡の上流の上野市、あの辺は非常に浸水被害を受けやすいところです。その抜本的対策をしようと思うと、岩倉峡なり保津峡を大きくするという必要性が出てきます。

そうすると、今度は下流の桂川なり木津川なり淀川が、堤防が破堤する、またはダメージポテンシ

ヤルが大きくなるといった、非常に大きなトレードオフがあります。この辺についても、是非河川管理者が原案を作るに当たって、皆さま方から方向性を出して頂きたいということです。

寺田部会長 (委員会・淀川部会)

今、河川管理者の方から問題提起して頂いたことは、第 8 回の部会のときに、基本的な考え方をどう転換すべきかということについて、委員の皆さま方からも意見を出して頂きました。それから、河川管理者の方からも意見を出して頂いて、皆さまに資料としてお配りをしたわけです。

そこには、今説明をされたような基本的な転換についての考え方と、例えば治水対策の中身として、どのように変えるかということについての基本的な考え方も書いてあるわけです。そのことを今お話されたと思いますけれども、部会の方で今問いかけがあったような形で、私達はその点について具体的にどのような考えでいくべきなのかということをもっと議論しないと、抽象的な議論では今は役に立たないと思います。

ですから、抽象的な議論の段階は終わっていますから、皆さま、具体的なところを今問いかけがあったことに対してもきちんとした意見を、個別に出してもらいたいと思います。

塚本委員、何かありますか。

塚本委員 (委員会・淀川部会)

先ほどのダメージポテンシャルの話は、人命を指しているのでしょうか。人口密度の多いところはダメージが大きいのですが、ダメージの質というのはどの辺にありますか。

河川管理者 (近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

今の図というのは、非常に観念的なイメージの図です。私のイメージとしては、ダメージポテンシャルというのは当然人命だとか、或いは社会生活が混乱するだとか、そういうこともありますし、単なる浸水被害というのもあります。

その程度とか大きさはありますけれども、それはトータル的に考えたときに縦軸の上の方は人命とか社会的な影響も含めて大きい、下の方は少ないととらえてもらいたいと思います。

榎屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

今、国土交通省の方から話がありましたが、どうも非常に感覚的なざっとした説明で、定量的、具体的に示されていないというか、その辺がどうもはっきりしないところがあります。

例えば洪水の問題にしても、どの場所ではどれくらいの雨が降ったらどうなるとか、そういう予想の問題とかも含めて、例えば今年の東海豪雨くらいの雨が降ったらこうですよといっていますが、いずれにしても長さや量との関係というか、全体の量と持続時間とか、そういうのをどこまで想定するのか、どういう可能性があるのかとか、その辺まで踏み込まないと全然ぴんとこない気がするのです。

河川管理者 (近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

それは大変残念です。これは一番初めに河川管理者が出した現状の資料の中に、昭和 28 年 9 月の 13 号台風をまず実績として、それを何割増やしていく、或いは 5 割増しする、2 倍するというときに、

それぞれの川のポイントで何が起るのかということについて、我が国で初めて出しますよということを出したわけです。

東海豪雨規模というのは、年間降雨量の3分の1程度が1日に降ったということですから、それはこの淀川流域においては昭和28年9月の2倍程度、昭和28年自体は流域平均250mmですから、その約2倍の500mmから600mmくらい降ったときに、それぞれの川のポイントで、それぞれ上流にダムがあって、現状の河道でどれだけの洪水が流れてきて、その時の水位が堤防よりも越えるのか低いのか、或いはその時の継続時間と堤防の質等を考えて、そこで漏水が起るのかどうか、漏水が起ったら堤防が破壊されるのかどうか、ということをお出ししてあるわけです。

ですから、それを踏まえて、私も現地をご説明したつもりです。

榎屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

それは説明して頂いたのですけれど、例えば先ほどの洗掘の話にしても、ある程度の流量が非常に長時間どんどん流れれば、洗掘になる可能性もあります。例えば東海豪雨を想定しますよといったら、本当にそれだけの雨が降ると想定するのかしないのかという前提条件をきちりとして、どれだけ降るかというのを決めないといけませんね。そうしないと、後の対策が全然決まらないのではないかという気がします。

河川管理者 (近畿地方整備局 河川調査官 水野)

第1回とか第2回の部会で説明させて頂きましたのは、前提条件をどうするか、どのような雨の降り方をするかというのはいろいろ想定できませんけれども、1つの戦後一番大きな昭和28年の雨の降り方を参考にさせて頂いています。

ですから、継続時間、最大量が1.0倍というのは昭和28年、そのままです。それを縦の方に時間軸だけ、時間強度だけ増やしたということです。継続時間はそのまま、時間水量を1割増し2割増し、2倍までやったらどうなるかを示しております。2倍というのは、2日雨量でいうと東海豪雨と同程度の相当大きな雨だろうと、1倍というのは戦後最大ですよと、その間でこういうことが起きますという説明をさせて頂いているものです。

榎屋部会長代理 (委員会・淀川部会)

この部会で前提条件となる雨の降り方を想定するかどうかということまでいくのか、そういうことを議論するかどうかというのがちょっとわかりません。説明では、河川管理者で想定したらこうなりますという話だったのですが。

河川管理者 (近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

例えば、今まででしたら200年に1回の雨と言っているわけです。それは淀川流域平均ですと約300mmの降水量です。それを営々としてやってきていますが、とてもではないがまだまだそこまでいっていないというのが現状です。これからそれを完成するために、恐らくまだまだ何十年かかるわけです。

そういう方向で今までやってきたのですけれども、先ほど言ったようにいろいろ雨をシミュレーションしてみたら、例えば去年の東海豪雨みたいな雨が降れば、木津川においては、殆ど全川において

堤防があふれてしまって壊れる可能性がありますよとか、或いは、淀川本川においても漏水で危なくなりますよということが出ているわけです。その現状を踏まえて、そうしたら、今までと同じような方向で営々と、また着実に治水安全度を上げていくという方向をやっていくのか、或いは、ここで方向を何らか変えるのか、その辺を私どもは問いかけているわけです。

それが何かといいますと、前に河川管理者が出しました、河川を拘束制御するという考え方でよいのでしょうかということです。河川管理者とすると、幾ら目標をつくったところで、それ以上洪水が発生しないという保証はないわけですから、やはり相当大きな雨が来るという前提のもとで、その中で洪水に対してしたたかな河川づくり、或いは、地域づくりということに方向転換すべきではないですかという提案をしているわけです。その方向について、是非皆さま方でご意見を頂きたいということです。

川上委員（委員会・淀川部会）

多摩川の河川整備計画が先行して去年の12月辺りにでき上がりましたが、やはり、多摩川流域における戦後最大規模の洪水を基準に、河川整備計画をつくったようです。

去年の東海豪雨のような、局地的な集中豪雨というのは全く予測できないです。そこまで含めて治水対策をこの流域でやっていくということになると、淀川3川と淀川本川の流域の、先ほどの河川管理者が示されたポンチ絵の赤やブルーになっていた部分ですが、これを全部スーパー堤防にしなければならぬということになって、大変な時間とお金がかかるわけです。これは恐らく不可能でしょう。

私たちが視察をさせて頂いた各河川で、特に私が記憶に残っておりますのは、木津川の右岸の堤防です。3川合流点の少し上の方だったと思いますが、この堤防は、見たところ非常に高く立派に見えますけれども、使われている材質は、殆ど砂を寄せ集めてつくったものだということを聞きました。これは、戦後だか、いつ整備されたかわかりませんが、結局、大量の土砂を利用して堤防をつくるわけですから、現地で入手しやすい材料を使うということになったために、見た目には立派だけれど洪水には弱い、そういう堤防がつけられているのではないかと思います。そういう部分は、やはり重点的に、優先的に改修をしていかなければならないと思います。

ただ、東海集中豪雨規模の豪雨も含めて、ダムと堤防だけで全ての洪水を抑え込もうというのは、これは人知の及ばぬところであり、おごりであろうかと思えます。

そこで、河川審議会等におきまして、総合治水というのが長年にわたって検討され、そして議論されてきたわけです。その総合治水というのが、私が拝見している限りでは、なかなか実現できていません。それはどうしてかということ、この部会でもかねてから議論がありましたように、省庁間の横の連携がとれていない、縦割り行政といいますか、これが1つの大きな原因であろうかと思えます。端的に言うと、河川行政と都市計画とが連動していないということです。その結果、堤防の間際にまで家が建ち、そして水害の危険性があるということになっているのだと思います。

これは恐らく、ダムと堤防というハード面の対策だけでは解決できないと思います。先ほどから小竹委員も指摘していられるように、防災グループといいますか、そういうソフトをかみ合わせた対策、それから、今日も防災マップを頂いていますが、危険箇所を住民に予告しておいて、避難経路から避難場所、そして、年に1回訓練をすとか、そういうソフトを噛み合わせないと、これは対策できない問題であろうかと思っております。

谷田委員(委員会・淀川部会)

私は、これは大分前に申し上げたのですが、淀川流域というと何か1本の川みたいですが、これは違うのです。淀川は3つの河川の流域の集まりです。これはやはりメリットです。というのは、東海規模の集中豪雨が淀川全流域に降るといことは、まずないと思ってよいだろうということです。それまで対応していたら、淀川はもたないです。

それから、もう1つは、琵琶湖という大きな自然のダムがあるということです。この機能を生かすべきです。そうすると、淀川本川については、どういことを考えればよいかというと、本川の堤防で守らなければいけないところをしっかりとつくるということです。スーパー堤防というのは1つの方法だと思います。

それから、狭窄部の上は本来は遊水池だと思います。上野遊水池を私は拝見するチャンスはなかったのですが、一関の遊水池計画がありまして、これが30年たってもまだ完成していないというのはちょっとひどい話です。ですから、逆に今まで、ダムをつくったり、堤防の強化をやったりしていたのです。遊水池としてやるのであれば、通常は、田んぼに使われているところはちゃんと機能して、それ以上に被害が出ないようにして整備すべきです。今、農業形態は変わっていますから、この河川整備計画の中で、或いは、ほかの部分でも、遊水池的な機能を拡充するようなものはつくっていかないと、先ほどおっしゃったように、狭窄部の上のところを開けば、必ず下へ下へと被害が拡大しながらおりにいきますから、これはかえって危険だろうと思います。

そうすると、ゾーニングをする必要がありますが、川の堤防を越えてもよいような場所で、しかも農業もやっていける、そこで生活している人も成り立つような遊水池計画を、もう少ししっかり立てなければいけません。あるいはその中に、もしかしたら親水空間としての、いわば生態系が守られるような空間も取り込んでいける可能性もあります。

ですから、遊水池をしっかり整備しようというのが、私の今考えているところです。

川上委員(委員会・淀川部会)

巨椋池にあのような開発をどんどん進めるというのは、とんでもない話だと私は思っております。もともと、あそこは、木津川と宇治川とがもっと南の方を流れておりまして、大きな池というか、湖だったわけです。湿地帯といえますか。そういうところに、住宅や工場をどんどん造成し、今度はまた高速道路もつくるといことで、どんどん開発をしております。先ほど申し上げたように、都市計画と河川行政とが全然整合していません。まさに、あの場所にその典型を私は見るわけです。

今さらそれを言っても、住宅を建てられた方や工場を建てた事業者に、立ち退いてくれということは、これはなかなか難しいでしょう。そうすると、今からでも確保できるところに遊水池を確保する、それから、場合によると、伝統的な河川工法の霞堤というのものも、組み合わせて対策するということも考えられると思います。

それから、宇治川の左岸になるのでしょうか、木津川の右岸になるのでしょうか、あの部分の堤防を二重にするとか、そういう抜本的な対策を講じないと、今のままでどんどん都市化を黙認しておりますと、ますます対策をとりにくくなると思います。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

今、川上委員の方から、巨椋池の開発の仕方に対して批判的なご意見が出ましたが、そもそも、あそこは遊水池だったのですが、何故巨椋池を宇治川と切り離れたかということ、ある目標の洪水といいますが、流量を設定して、その流量なら琵琶湖の洗堰で操作すれば巨椋池の遊水池分くらいはカウントしなくてよいというふうに、明治時代に割り切ったのです。ですから、今、あのようになっているわけです。私は、それはおかしいと思っています。

どこかでその目標の雨量といいますが、流量を設定する、そのような割り切りといいますが、もうここまででよいというのは出てくるわけです。そうではなしに、私が先ほどから言っているのは、先ほど谷田委員が、まさかそんな、去年の東海豪雨規模の雨は淀川には降らないとおっしゃいましたけれども、私はそんなことは言い切れないと思っています。ひょっとすると、50年間は降らないかもしれませんが、しかし、来年降る可能性もある、と私は思っております。

谷田委員(委員会・淀川部会)

それは流域全部にですか。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

そうです。私が言っているのは流域平均としてです。東海豪雨と同じと言っているのではなくて、あの程度の規模、1年間の降雨量の3分の1程度は、降ることはあり得ると言っているわけです。

谷田委員(委員会・淀川部会)

全流域平均でですか。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

全流域平均です。

それから、琵琶湖があるとおっしゃいましたけれども、もともと琵琶湖は洪水のときには、洗堰を全閉することになっているわけですから、今の計算においても、当然、琵琶湖からは流れてこないという計算でやっているわけです。

私は基本的に、どこかで上限の目標流量のようなものを決めるといのは、まさに、河川を拘束、制御するという発想から一歩も出ていないと思っています。河川、或いは大雨という自然現象というのは、いわば私達にとってはかなり大きな、無限の可能性があると思います。自然の前においては、人間というのは非常に弱いということから考えれば、どこかでこの程度の外力を想定したらよいだろうというのは、逆に言ったら、そこは私達の傲慢さではないかと、私は思っております。

どのようなものが来るかも知れない、しかし、その中でも、できるだけ被害を少なくするというのが、そこが私は、発想の転換を皆さまがされるかどうかの非常に大きなポイントだと思っています。

塚本委員(委員会・淀川部会)

具体、具体と言われますけれど、そういう意味での具体でしたら無数にあるわけです。ですから、1

つ非常に大事なことを申し上げたいと思います。

今、川辺川ダムが問題になっています。私は4つの条件を、その運動をしている方に言っています。1つは、五木村をどうするのだということです。これは、もし、ダムをやめて欲しいというのでしたら、現在まで進めてきた改修も含めて、どこまで長期にやっていくのかということです。

2つ目は、もともとが川を愛しているのだ、町を愛しているのだというものを、ちゃんと出してくれと言っています。その次に、上流部から下流部まで、その上流の五木村はどうするのだということも、直接には関われなかったら、間接に関わっていくということをちゃんとやって欲しいと言っています。

3つ目、やっと国土交通省も出すと言われた殆どの資料を出して来ることから、これは現地の話ではこの場とは天国と地獄だと言っていますけれど、資料が出た場合、これから本当に話し合いをしてもらいたいと、両方をお願いしています。

次に、公共事業を今までずっと右肩上がりで行ってきたのも、現実として、それで暮らしている人たちがいるわけです。生活のため家などローンも払っています。その辺の視野まで考えて欲しいと思います。

これから変えていくということは、お互いに悩まなければならないわけです。ですから、一番大事なことは、今、宮本所長も言われましたが、もしも私達が、ここまでにしてくれと言うのであれば、ある意味でその責任は持たなければならないわけです。責任まで持って、皆さまお話し合いしたいと思います。逆に言えば、責任を分散しなければいけません。

流域の人たちが、どのようにお互いに納得していくか、ここで洪水が起こって被害が出たときに、いや、これは自分たちがこう思ったのですから、責任を持ったのですからという、そういう協議会、審議会を、私はできるだけ持っていくような方向、設定できる方法などを委員会で試み、プロセスとしても決めて頂きたいと1つは思います。

この流域委員会で何か決めるのではなくて、こういう条件に対して、委員会でその実態を話し合っ、どのくらいにその流域の人たちが調整できて、納得に近づく話し合いにできるのかを検討して欲しいと思います。

本当にまずその土地のところでやってこられてる方々がいないと、そしてそこに、参考意見として、学者や研究者が参加してくれればよいと考えます。今の状況では住民が調整できないのです。

長田委員（淀川部会）

この委員会で意見を言わなければならないのですが、治水に関しては、やはり被害を受けられるのは、決壊した付近の方で、私どもが何か決議してこうしろと行って、それで駄目だったから責任をとれと言われても、それは誰も責任をとれません。言うだけのことです。

結局私が言いたいのは、それぞれの委員の立場として何が言えるかです。どういう形で責任をとれるかです。

先ほど言われたような、何十年に1回というような大きな洪水のような治水に関しては、危ない場所に関してはきちっとやる。それは国土交通省がやって下さい。この委員に聞く必要はありません。それは国の責任できちっとやって欲しいと思います。私たちが議論しているのは、そのレベルの話

ではないのです。環境なんていうものは、もっと水の少ないレベルの、水位の低い話でどうしようかということをおっしゃっています。

治水はとにかく被害がないように、最小限に抑えるようにやって下さいというしか言いようがありません。発想の転換云々ということもありますけれども、私達に相談されるような話ではないのです。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

私はそんなことは全然思いません。

そうしたら治水については、国土交通省で勝手にやってもらったらよいのだということであれば、これは今までと同じです。河川管理者は本当に勝手にやっけてしまいますよ。それで本当によいのですかということ。ですから、河川法を変えて、流域委員会で皆さま方から意見を聞いてやろうとしているわけです。

例えば、今の話で行くと、治水ダムをつくりますと、そうしたら、もう治水については何も文句は言わないということですから、治水ダムは勝手につくって下さいということでは本当によいのですか。そういうことですよ。

長田委員(淀川部会)

勝手にとは少しも言っていない。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

いや、意見は言わないから、あとは国土交通省できちんやりしてもらったらよいのですと言われたら、そうなりますよ。

長田委員(淀川部会)

いや、レベルの問題があります。いわゆる天災と言われる部分のところに関して、私どもは具体的なことを言えと言われても、どうしろとは言えないではありませんか。

それ以外のことに関しては、いろいろな委員会で、ここ何十年も言っているわけです。これからも言います。

寺田部会長(委員会・淀川部会)

今日は、河川管理者の考え方に対する意見を言うということではありません。

今、長田委員の方からはそういう意見がありましたけれども、他にもいろいろなご意見があると思いますから、できるだけ、委員の皆さまからいろいろご意見を出してもらった方がよいと思います。ですから、今のことにしても、もちろん結構です、河川管理者にはまた意見を言って頂きますけれども、それはそれとして、順番に皆さまから、なるべく広く意見を頂きたいと思っております。

原田委員、何かご意見はありますか。

原田委員(淀川部会)

どう言ったらよいのでしょうか、長田委員の言われたのに関係するかと思います。

例えば、先ほどの亀岡の浸水被害の問題で意見をと言われても、では、それで何も対策を講じなかったときに、どれくらいの問題が起こったということを、ある程度は説明して頂いたのですが、詳しくは説明して頂いていないと思います。また、そういう評価に関して、自分たちでできるような能力も持っていないというのが正直なところだと思います。

ただ、基本的な考え方としては、宮本所長が言われたのと非常に近くて、また、こうあったらよいと思う方向としては、今の遊水池のように、使われているところはそのままにしておいた形での考えを持っています。では、そういうことによって、何が失われて何が得られるのかという点は、あまり具体的によくわかっていないところがあり、そういうものをもっときっちり出して頂けると、議論もできるかなと思います。

淀川本川についても、今、破堤による被害の状況という資料等を出して頂いていますけれど、例えば、2倍相当だとこれくらい被害が起こるといった想定があります。では、これが1.5倍だったらどうかといった細かい資料も要るでしょう。また、これは1兆3,000億円の被害が予想されていて、例えば、これを防ぐために、川上委員が言われたような方法でやれば、どれくらいのコストがかかるのかということもあります。それから、従来のような考え方であれば、期間とかコストとかが出てきます。いろいろ形で失われるものはあると思いますけれども、私はコストと言っているときに、お金だけではなくて失われるもの全般というようなつもりですけれど、そのような資料をきめ細かく出して頂ければ、もう少し何か言えるかなと思っています。

何か感想みたいで申し訳ないです。

寺田部会長（委員会・淀川部会）

今、原田委員が言われたことは大事なことで、もっと委員の皆さまから、こういう情報なり検討資料が必要だということは、どんどんと注文をつけてもらったらよいと思います。そのために、河川管理者にこうして参加してもらって、そういうことについては全面的に協力してもらおうという前提で、この委員会が進んでおります。

今、ご要望のあった方は、是非ご用意頂きたいと思います。他にも委員の皆さまからあれば、是非この機会に出しておいて頂きたいと思います。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

私は話を聞いていまして、部会長が最初から治水と防災に限ってということをやられたこと自体が、皆さまの頭の中で混乱があると思います。治水と防災だけを切り離せないです。ウエートのかけ方だけの問題だと思います。というのは、例えば、治水、防災に限って言うなら、極端に言って、淀川でそういうことが起きないようにしようと思ったら、もうずっと海と同じ水面で、全部掘ってしまったらよいわけでしょう。そしたら、治水、防災は完璧ではないですか。そういうことができないから考えないといけなわけです。つまり、それは利用というのでしょうか、そういうことも考えて、どういう川が理想的なのかということ踏まえた上での治水、防災ということに限定しないといけません。その辺が、皆さま混乱していると思います。

先ほど谷田委員がおっしゃったことに関連して、歴史的に見ますと、日本の話ではありませんが、中国の場合は治水の方式ということで、いろいろな人たちが書いています。そういうものを拾います

と、基本は余裕を持たせることです。

1 つの川が氾濫するとどうなるかということ、為政者は随分心配しています。これがあふれたときはどっちに流れるから、その辺は放っておこうとか、つまり、余裕を持たせることが原理になっていまして、幾つも河川を治めるところは、どこが抑えるかという対策をやるのです。しかし、必ず余裕を持たせます。その考え方と、今の遊水方式というのは共通しています。私は、ヨーロッパにそういうところがあってよいのではないかと思います。

日本の河川というのは、河川 1 本に絞り込んで、それで、堤防を調整したりしています。或いは、河床を切りおろして容量を増やすということをしています。しかし、それ 1 本ではいけないのです。

これは行政の協力や、或いは法律の改正が必要ですが、川の外側にもう 1 つ、普段は遊んでいて、但し、10 年から 50 年の間に大洪水が来たら、全部そっくり流されますよということを前提にしてお使いなさいと、そういう河川を公共で押さえてしまう、つまり、遊水河川部分は河川にはなっていないけれども、そういうものを両側につけるような川の考え方をやれば、これは中国の治水の方式になうと思います。そういうものがヨーロッパにないのかなと思ったりしていたのです。

私は専門ではありませんから、そこまで調べていないので、そういう資料があればご紹介頂けたらと思います。きっとあるはずだと思います。

渡辺委員 (淀川部会)

議論がかみ合わないのは、何というのですか、私達が話を最初聞かせて頂いたのは、いわゆる 30 年後の理想の河川づくりでのイメージがあるからだと思います。国土交通省の方としては、今日から、明日からの防災に関して、それでは、今日からどうしたらよいかというような話が、現実的な話として出てくると思います。

私達も、当然そうでなくては、将来の理想の川というのはでき上がらないので、そういう考え方に立たなくてはなりません。

先ほどからの話を聞いていますと、私もそうですが、先に 30 年後の理想の川というのがありまして、どうしても現実の改修方法ですか、そのピントが合わないの、なかなか基調の部分が出てきにくいということがあります。一応、今の私としてはそういう形で考えておりますので、もう少し意見がまとまってから、後でまた発言させて頂きます。

山本委員 (淀川部会)

現地を視察に行ったときに、意見交換のときにも言ったのですけれども、知らないことが多過ぎて、見てびっくりしたとか、話を聞いてびっくりしたということが多かったです。どういうことをこれからやっていこうかというときに、この場だけで話をして、方向性が決まっていって、それをどのように周知徹底していくか、広報をしていくかということが非常に大事だと思います。

例えば、自然を守るために、前回までの部会でも出ていましたけれど、高水敷に水を走らせるというようなことが、川のそばに住んでいる住民が許せるのだろうか。それはやはり理解の上に成り立っていくものであるし、治水についても、したたかにいきましょうと言われて、被害を実際に受けるかも知れない人たちが、したたかにいくことをのんでくれるのだろうかということは、頭にずっとあります。

その条件込みの河川整備計画とか答申にならない限り、どういう方向に行きましようか決めた、理念も理想も高かった、しかし、うまくいかないということは、理解が得られなければ出てくるものだと思います。

先ほど、川上委員の方から出ましたけれど、現地視察をして話を聞いたところで、頭に残ったのは、木津川の砂の堤防、それから鹿跳橋の辺りのこと、それから、岩倉峡、保津峡を開削していくのかというような問題、それと、宇治の槇島堤のところですか、ああいうところというのは、早急に何とかしなければ、来年の出水期にも何か起こるかも知れないわけです。そういうことは、方向性を決めて、やれることからやって下さいというゴーサインを出していくものが、部会の姿勢としてあってもよいのではないかと思います。

ダムのごとでも最初の方に伺ったのですけれども、この委員会とか部会の進行を見守りながらやっています。それで、駄目だと言われれば、そこでストップする。そしたら、そこまで進んだことというのは無駄になります。ですから、やって下さいというような方向が出るものに関しては、どんどんこの中で、そういう雰囲気というのをつくっていったよいのではないのでしょうか。それで、ちょっと待ってというようなこと、自然環境を守っていくというような問題で、それはちょっとどうか、今までのスタンスを変えるべきではないのか、というような話がたくさん出てきはじめたことに関しては、河川管理者の方にもそれなりに、今の時点でやはり考えて頂きたいことだと思います。

やはり、誰にも壊滅的な被害が起こらないとも言えませんし、はっきりそこは削ってしまいましようとか、やらないでおきましょうということが、怖くて言えないという部分もあると思うので、やってももらわないといけないところはやってもらいましょう、というようなことを、長田委員もおっしゃられたのではないかと思います。

川上委員（委員会・淀川部会）

従来の理念とか、或いは考え方の議論から1歩踏み出して、少し具体的な治水、防災という議論を進めているわけです。この議論をより1歩、もっと具体的に進めていこうとすると、やはり河川管理者から、例えば、木津川のここ、宇治川のここ、淀川本川のここと、先ほど塚本委員からのご指摘がありましたように、問題のポイントを列挙して頂いて、個別にそれを検討していく必要があると思います。

木津川でも、下流の問題と上流の問題とは違います。もちろん、木津川と淀川本川とも違うわけです。そういう意味からも、問題点を河川管理者の方から提出して頂いた方が、議論がより具体的にできるのではないのでしょうか。

但し、そうは言うものの、各論だけでは駄目でして、今日のような個々の項目については、こういう考え方でいくのだという、基本的な方針というのは必要だと思います。

有馬委員（淀川部会）

現地へ連れていってもらったの感想を、まず、お話ししたいのです。

生き物の顔しかわからない、河川管理については全くの素人が一緒に行って思ったのは、これだけ危ないところがわかっていて、地図にも示されて、かつ、その現場も見せてもらって、この河川管理

者は何を言っているのかということです。危ないところを、何故きちんとしないのかという印象があるときありました。

今、淀川本川で進められている治水工事と言われるものは、200年に1回の大雨にも耐えられるような、そういう計画が進められていると信じています。その計画が出た当時は、200年に1回の大雨云々というのなら、その時そこで考えなくてはいけないのは、200年に1回来るか来ないかわからないくらいの大災害があるはずだということです。ですから、自然を封じ込めるような計画はでたらめなのだとすることを、当時は盛んに言ったはずです。先ほど河川管理者が言われた、小さい洪水がつながっていくことで大きな洪水を、災害を防ぐのだという考え方は、計画が発表された当時、私達が主張したことと同じものだと思います。こういう計画はでたらめなのだとすることを、当時は盛んに言ったはずです。

毎日淀川を眺めている人間にとって一番気になるのは、そういう200年に1回の水害にこたえられるような工事をしているのだけど、このやり方は、洪水よりも高水敷をつくってそれを使うこと、そっちの方がやっぱりエネルギーが要っているのではないかと思います。

例えば、スーパー堤防が、あちこち15カ所ほどできたという話ですが、堤防のそばに、例えば、マンション、工場ができ、そういうところで相乗りして、スーパー堤防をつくっていく。本当に危ないのでしたら、そんなことを言っていられません。危ないところは、何でスーパー堤防がどんどんできないのかと思います。これは素人の考えです。

それから、河積を云々ということで、内側の水路側を複断面にするとよいということです。それで、高水敷あり、低水護岸ありという、そういう構造ができたのですが、色気を出して、高水敷をグラウンドにしてみたり、ゴルフ場にしてみたりという、そういうことばかりにエネルギーが使われていると思います。

その辺りをもっと改めていくことの方が大切だと思います。確かに遊水池をつくるという考え方、それから、ダムを考えるということ、それから、大堰をどうするかということ、これはとても大事なことです。何かしゃべっているうちに、単なる夢物語に終わってしまいます。今さら、では、天ヶ瀬ダムをどうしろと、淀川大堰をどうする、壊すのかという、そういうややこしいことになって、何か先端的なお話をしているみたいなのに、そのことは夢物語に終わってしまいます。

どこかの高橋教授がおっしゃるように、洪水と共存する、そういう生活というのをたしかおっしゃっていたと思いますが、言うのは簡単ですが、実現するにはどうするのだと言いたいです。

私にとって、今、実際に淀川で行われている工事が、淀川をどんどん悪くする一方で、それは木津川にも、宇治川にも及んでいます。今の計画が進められている方法は、きっとこの方法がよいと実験等で求めたものだと思います。そういう方法というのは、複断面とか河床堤だとかいうこと、河積を増やすということだと思います。それがよいのだと信じていたけれども、それが進めば進むほど、淀川から本当の川らしい自然環境が失われています。

夢みたいな話をどんどんして行って、気がついたら、淀川も木津川も宇治川も桂川も、何だこれ、単なる水路ではないかと、そうなるのではないかと思います。そういう心配が物すごくあります。ぼつんと毎日淀川を眺めて、淀川のほとりにいるからではなくて、わざわざ眺めに行って、がっくりして帰ってくる。そういう人間にとって、本当に切実な問題です。もう夢物語みたいなことはしてられないという、そういう感じがするのです。

遊水池をつくると、一時はわめいたことがあります。ダムをやめてしまえとわめいたこともあります。川辺川というのは、これから触ろうとしています。そこで、いろいろなことが考えられます。

今、むちゃくちゃになっている淀川、宇治川、まだちょっとだけよい木津川、桂川、これをどうしていくかということの方が大事なのではないかなと、そういう思いでいます。

大手委員(淀川部会)

河川の話は今ずっと聞かせて頂いて、私は専門が砂防ですので、ちょっと申し上げたいと思います。

やはり、1つの河川にとりましても、管轄区間というものが決まっております、あまり外のことには口出ししないというのが、今までの行政のあり方だと思います。同じ河川でありながら、これから木津川上流の工事をしましょうというときに、他に府県の森林管理機関がありますね。同じ流域でありながら、私達は淀川流域とって、河川の区間ばかりで話をしていますが、実際は、その水源の森林状態が今はどのような状態にあるかということも、ちょっと考えに入れて頂きたいと思います。

ご承知のように、森林三法が改正になりまして、共生する林、公益的機能を発揮する林、それから経済林と、3つの部分に分割しましょうという話が今起こっております。それを各府県に下ろして、その区間の森林の分け方をしようという動きが今あります。

そういう面で、その森林をどう取り扱うかということに関して、もう少し、私達の下流の側からもっと上流、はっきり言いますと、例えば農林水産省、林野庁なり、そういう機関に、こういう提案はもっとはっきりして下さい、しっかり管理して下さいよという話を何故持っていけないのかなという気がしてならないのです。

ですから、実際に山を歩いていまして、森林があるとしても、土砂は結構流れて出ていっているということを、この前、川上委員と一緒に山を歩かせて頂いて確認してきました。結局、森林の取り扱い次第で、土砂は必ず出てきます。これが、先ほどから話題になっていますように、ダムの堆砂という問題につながって、本当の意味の利水ができないような状況に追い込まれている場合が多々あるということです。

現実には、そういう問題が全国各地で起こっているということで、近畿にたくさんの防災ダムがありますが、果たしてどれくらいの確率で堆積しているのかということも、河川管理者はデータをお持ちだと思いますけれども、そういうデータもある程度出して頂きたいと思います。

森林関係の人たち、これはまた非常に複雑怪奇な問題です。まず、森林所有者自身の意識の改革ということも頭に入れながら、やはり、どうすれば立派な流域管理ができるのかというようなことまで含めて、もう少し上流側と話し合うといえますか、提案して頂くというようなことができれば、この委員会でやって欲しいと、考えております。

谷田委員(委員会・淀川部会)

先ほど目標となる最大降水量について、宮本所長が言われましたが、率直に申し上げて、200年確率というのはほとんどおっしゃらなかったですよ。昭和28年の2倍という言い方でずっときました。一見したところそういう言い方は、科学的ではないですね。しかし、200年確率という言い方の方が科学的ではなくて、28年の2倍という方が、より科学的なのだと思います。

それから、情報を出せという意見が結構出たのですけれど、私は本当にあと出すとすれば、もっと

ローカルな情報しかないだろうと思います。そこら辺がちょっと抜けています。ですから、計算ベースでどこが危ないとかいうことも含めて、全体の情報としてはかなり頂いたと思います。ちょっとだけ抜けていたのは、多分、都市域の内水被害みたいなのが、情報を十分に頂いていないかなと思いました。

いつもポンプ場へ行って、これでいけるのかなと、まゆにつばをつけているところがあります。特に下流域の方だと、多分、内水排水をがんばれば、もう少し洪水被害を減らせる分があるだろうと思います。それから、遊水池といっても大から小まであります。特に、横浜の急峻河川ですと、それぞれ駐車場の下に貯水池をつくれれば多少補助が出るとか、税金が安くなるのはよくあります。そういうやり方も、治水上で非常にタイトなところはやればよいと思います。

もちろん、農地でも遊水池になれば一時金が出るとか、税金の軽減とか、今までのようにハードに社会資本を投入するのではなくて、そういうソフトな資本の出し方をもっと活用すべきだと思います。実は、山林も一緒だと思います。

そういうのをここで発信しないといけないのではないのでしょうか。治水問題は、私も専門家ではないのですが、何かまだいろいろ言法がありそうな気はするのです。

田中委員（淀川部会）

私達のこの人間社会の中で、次々開発が行われてきている以上、河川の管理というのは、時代、時代でどんどん変化していくということを非常に痛感しています。

というのは、例えば先ほどから問題になっていますように、20年前、自然豊かな環境であった流域で、1日200mmの雨が降った。しかし、流出量はそう大したことはなかったとします。今そこは開発されていて、やはり同じ200mm降っても、流出量はもう倍以上になったとなります。先ほど、30年先の川づくりという言葉が出ていましたけれども、では、30年たった後はどうなっているのだという、流域の開発はこれでストップしているのかという問題も絡んでくると思います。これは非常に長期的な、難しい問題です。

そういうことを考えれば、やはり国土交通省だけで、将来の川の展望といいますが、川づくりというのは、非常にしんどいし、苦しいのではないかと思います。

それというのも、やはりこれだけ、流域或いは上流域を含めて、私達人間がどんどん、経済優先、或いはいろいろな意味で開発して行って、川の環境、流出量もどんどん変わってきています。こういうところに将来的に何か歯どめをしていかないといいません。はっきり言いますと、今の堤防も低くなったところはないわけでしょう。年々増えていくわけですから、いくらでも高くしていかないと、これはきりがいいわけでは。30年たったら、ひょっとしたら、今の倍以上の堤防をつくらなければならないということも、十分考えられるわけです。長期的にみると、やはり大変だと思います。

ですから、やはり上流域、或いは流域沿いの、私達人間社会の開発ということも、将来的には何かの形で歯どめをしていかないと、河川づくり、特にこの治水については、非常に限らないことをずっと繰り返していかなければならないのではないかと思います。それで、ますます堤防は巨大化していくのではないかと懸念を、私は抱いております。

谷田委員（委員会・淀川部会）

上流域の開発、特に森林を伐採したときの最大流出量は、基本的に増えない、変わらないです。降雨が強くなるとほとんど地表を流れますから。

田中委員(淀川部会)

森林の保水力が発揮されるのは降り始めが大きいと思います。これについては次の機会に述べたいと思います。

谷田委員(委員会・淀川部会)

降り始めだけです。この前、委員会の方で、池淵委員から情報提供して頂きました。

ですから私は嫌ですが、あまり上流域の開発は気にしなくて、洪水管理とか治水管理のときは、逆に下流域の低湿地だと思います。

国土交通省がずっとたくさん堤防を積み上げてあげるというのが、そこに可住面積を増やすわけですよね。電車を通すのでしたら、電鉄会社は先に土地を買い占めておいて住宅開発をやるわけですけど、堤防はどんどん上げていって、それは税金で負担していって、その低湿地がどんどん住宅地として使われていきます。これはどこかおかしいと思います。

ですから、そこで先ほどの遊水池みたいな発想で、土地のゾーニングを考えなくてはいけないと思います。それから、現在、洪水被害の減らし方がもう1つあるわけです。別に堤防を上げなくても、地上げという手がありますよね。輪中という手もあります。

そういうところに住むのでしたら、ある意味でコスト的に負担しなくてはいけません。コストを負担するか、リスクを負担するかという、言い方はちょっと乱暴な言い方で、誤解を招くかもしれませんが、そういう発想も頭の中に入れなければいけないのではないのでしょうか。

小竹委員(淀川部会)

もう一度申しますが、電源が切れたときに、浄化槽の水がどうなるのかというと、排水が止まってしまうのです。その時に、堤防はどうなっているか、後ろからあふれてきます。それを、委員の方々がおっしゃるように、もう哲学的に住民が、このときはここまで来ますよと、亀岡のように、こういときはここまでと、いわゆる地震と一緒に、先に警報を、第1警報、第2警報というふうに覚悟をしてもらっておくということは、設備が間に合わないときは、それが大事だと思います。そこが抜けているから、洪水が起こったら補償しろというような話ばかりが前へ出てくるのです。そうでなしに、第1回に申したように、もう地下は駄目です、1階は何時に使ってもよいというような、生活体勢をつくる。そして、スーパー堤防のかわりになるような、精神的な平生からの訓練が大切だと思います。

吉野川流域をご覧になるとおわかりになるように、古い村ははるか高いところに住まれて、後からできた居住地は川沿いにお住みになっています。ああいう形は、できるだけ、避けないといけません。都会の中でも、梅田等の地下街だけでなしに、1階も、もう補償しませんとするべきです。何回も申しますが、別の意味の哲学が、平生から訓練していく必要があると思っています。

川上委員(委員会・淀川部会)

今、小竹委員からもお話がありましたが、私達は、かつて非常に苦い経験というのが、事例を幾つか

体験していると思います。

たしか、15年くらい前でしたでしょうか、伊丹空港のところに非常に局地的な集中豪雨が降って、伊丹空港の全ての電源と、制御装置を収納した制御盤を置いてある部屋が水浸しになってしまって、1週間か2週間、伊丹空港が機能停止したということがありました。

それから、3年か4年前に福岡で集中豪雨があって、ビルの地下に水が入って、人が亡くなって、しかも、そのビルの制御盤も地下にあったものですから、全部機能が果たされなくなって、エレベーターで逃げることもできなくなってしまったということがありました。

それから、去年の東海豪雨のときには、新川のポンプ場の電源が水没して、そのためにポンプが動かなくなって洪水が起こったということがありました。

このように、世界最高の技術を誇る日本、そして、素晴らしい技術者がいっぱいいるのに、根本的なことが全然行われていません。大阪にもいっぱいあるわけです。どのビルもそんな状態になっています。地下街は典型的な例です。

もし、淀川のどこか、守口かどこかが破堤して、大正時代か何かの洪水がもう1回起こると、梅田の地下街は巨大な貯留施設になって、地上の洪水が多少緩和されるという皮肉なことになりかねません。

やはりそういう都市化に伴う災害というものを、これから真剣に考えて対策をしていかなくてははいけないと思います。これは国土交通省だけの分野ではなくて、どこになるのでしょうか、旧運輸省とか経済産業省とか、やはり国土交通省も関係あります。そういうことも、新しい災害として起こり得るわけで、考えておかななくてははいけないと思います。

寺田部会長（委員会・淀川部会）

荻野委員どうですか、今日、まだご発言頂いていませんが。その後に、河川管理者から伺いたいと思います。

荻野委員（淀川部会）

どうも遅れて来ましてすみませんでした。

前の方の話がよくわからないのですが、結局、淀川の中・下流の治水をどうしたらよいかということに絞られるのではないかなという気がするのです。

国土交通省の方で言われるように、洪水防御の方法には堤防かさ上げだとか、引き堤だとか、掘削だとか、いろいろなやり方がありますが、どれ1つとってみても万全でないということも事実だと思います。

今まで、川に集めて堤防をきっちりやればよい、川をきっちりつくればよいという戦後の治水思想の破綻といいますが、これは、大規模な都市集中、経済優先といいますが、人口集中等全部含めて、私達が反省しないといけないところです。そこで「新河川法」に基づいて、こういう委員会で何か方針を立てるといって立場に立って、フランクリーに、ちょっと無責任になるかもしれませんが、住民の納得、すなわち納税者の1代表みみたいな格好で議論していきたいと思います。ちょっと大げさですが。

私は河川集中主義というのはやめて、洪水分散型がやはりよいのかなという気がします。しかしながら、それでは洪水分散型の治水思想というのはどうなるのだという、今度は各論になりますと、ま

たこれも非常にややこしい話であります。多分、こういう大規模な公共土木事業というのは、高度に専門家の知識なり経験なりが必要ですし、それから、もう1つは政治的な判断が必要になります。それを、住民代表が、寄って集まって何か方針を立てるといことは、少し無理があるような気がします。

しかしながら、こういうところで何かこういう形をつくっていくということでしたら、それぞれ委員がきっちりとした経験と英知を集めて、結論を出さなければいけないだろうと思います。

これは対症療法的かもしれませんが、例えば、省庁の縦割り方式がいけないということでしたら、都市計画とか道路交通とか、人口の再配分とか、そういうことを考えた形の治水計画でないといけないのですから、やはりそういう意味の行政の再編成仕組みづくりも、必要ではないかと思えます。

国土交通省の河川局の中で、治水計画を立てるといこと自身の治水思想が、やはり、猪突猛進方向で間違ったのではないかという反省のもとにあると考えます。河川管理をすること自身の、行政上の仕組みを考え直さなければならぬと思えます。

それから、集中的に川に物を集めてきたわけですから、それを分散型に改めていくとすれば、先ほどお話がありましたように、土木工学の思想だけではなくて、水防とかNPOとか、それからエバキュレーションというのですか、避難とか緊急時の情報網とか、そんな仕組みとハードな土木工学上の仕組みとの組み合わせを、どういうところにつくっていくかということだろうと思えます。

本当のところ、私もこのようなことは実際、責任を持って話せる立場にありませんし、このように難しい話は、こうしなさい、ああしなさいという形ではいかならないと思えます。

戦後の、或いは現代の治水思想が、ある程度破れてしまっていて、その破れをすぐには繕えないけれど、10年とか30年とか50年とか先の方向性が、こういう方向でターニングポイントがあったのだということは、自分も携わっている限り、最低限議論していかなければいけないことです。

その原則というのは、やはり集中型ではなくて、分散型に基づいた仕組みづくりで、非常に多様な施策といえますか、行政と税金の使い方と、それから、ちょっと長くなって申し訳ないのですが、川を曲げられなかったら、人間が退く以外しようがないという発想が必要です。

利根川等では、昔、東京都心に流れていたのですが、あれを曲げて、千葉のあっちの方に本川を退かしました。これは、東京都民よりは川を退かせた方がよくて、しかも、そういう場所が千葉県のある方にはあったわけですから、これは幸いしました。ところが、淀川は、もうどこかへ放流されるだけのよいところもないわけです。そうすると、いろいろ仕組みを考えると、人間が退くより手がないかも知れないというようなことも、考えていかなければいけないのではないかと思えます。

ですから、そういう意味での1つのターニングポイントを、この委員会でつくってみるということが言えるのではないかという気がします。

ちょっと抽象的で申し訳ないです。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

今の荻野委員のまとめみたいなお話で、私もあまり言い足すことはないです。

先ほど有馬委員が、高水敷をどんどんつくって、淀川の川の姿を歪ませてといいますが、ぐちゃぐちゃにして今まで治水事業をやってきたとおっしゃいました。それで、現地視察へ行ったら、ここも危ない、あそこも危ないということを書いて、河川管理者は何をしているのだと思われたということ

です。私、本当にそうだと思います。全く反論しません。

それが今、荻野委員が、いみじくもこれまでの治水思想の破綻だとおっしゃいましたが、私は破綻とまでは立場上言いにくいのですけども、限界というか、そういうものを痛切に感じているわけです。

従って、この前ご提案したのは、今まではどちらかといったら、川を縛って制御していこうとしていたのだけれども、例えば去年のような東海豪雨が降ったら、やはりずたずたにやられるというのが現状であるということです。ですから、その方向を変えるということを、私たちが提案しているということです。

それで、この部会で、そういう方向ではないというご意見があれば、またそれはそれでよいのですけれども、そういう方向だということで、河川管理者にもう1回、その治水計画といいますが、具体的な整備の内容を考え直せとおっしゃれば、それを受けて、私たちとすればその原案をつくっていきたいということです。

当然、これは治水だけの話ではなしに、また次の議論であると思えますけれども、水を使う話だとか、環境の話も踏まえて、そこでも多分、私は大きな方向転換みたいなものでご意見があると思いません。それをお受けしたいということです。

長田委員（淀川部会）

どうもこの委員会は二重構造になっているのではないかと、だんだん思うようになりました。

つまり、将来を考えるとということですが、20、30年までにやらなければいけないことを考える会であるという考えの持ち方がまずあります。30年後に向けて、民意の啓発も含めてです。ちょうど私たちが淀川に関わりはじめて25年くらいです。それで、やっと環境が入ってきたという状況です。そのくらい時間がかかるのです。やはり、行政も含めて、ある思想が実際に動かせるというのは時間がかかります。

私や紀平委員は、特に、30年後に向けて、どういう思想を河川というものに関してつくっていこうか、10年後にどこまで持って行って、20年後にどこまでという話をしています。実際の施策も含めて、それに向けてちょっとずつ、できるところからその思想がちゃんと動くように持っていこうということです。30年かけて、30年後を考えて、そういう考えの人と、今から30年までの間に何をやらなければいけないか、何ができるか。これは全く考え方が違うのです。そう思われませんか。

私は30年と言ったら、もう90歳近いですからありません。まあ、大部分の方が消えてしまうと思います。やはり、何かの思想を残しておきたい。人間がつくるものよりも、30年後に、私自身が死ぬ頃に、こういう思想でもって本当の川というものを残したいと考えています。それがあから、今ここにいるのであって、やはり、30年の間に何ができるかというのではないのです。それは考え方としては大分違うのです。

その辺が、どうも何か二重構造になっているのではないかという気がします。具体的なことを言えと言われると、余計、ああ違うことだなと思います。

それで、紀平委員が冒頭から利用ということにこだわられたのは、その30年後の思想、30年後よりも将来のことを、基本になることですからおっしゃっているわけです。

紀平委員（淀川部会）

私は、川らしさを取り戻すということで、水が自然に川をつくってくれるような川にしたいという、それだけです。

ですから、今、それは部分的に、ワンドを切り下げてもらうとか、いろいろなこともしてもらいながら、最終的には放っておいたらよいと思います。もちろん、治水は大事です。ですから、両サイドの堤防はきっちりつくって、それも先ほど出ているように、集中的に国土交通省が責任を持ってやるという、これまでのやり方ではなくて、住民にも責任を持ってもらうような分散型にするというのは、全くそれは同感です。そのレベルの治水を国土交通省はやって欲しいと思います。長田委員が先ほど言われたのは、そういうことだと思います。

そのレベルの治水工事で、私達はわからないところが多いので、その辺は専門の方の方で、川の工事、治水を一番優先してやって欲しいと思います。そして、ある程度丈夫な堤防があるなら、あとは川の水が自由に流れてくれて、そしてワンドができる、入江ができる、そういう川に戻して欲しいと思います。そうなれば、高水敷は要らないはずです。そんな感じがしています。

要するに、水がもう一度川をつくってくれるように、治水ということでは、絶対これは堤防はやって欲しいけれども、今までのような閉じ込めるという考え方で、責任は国が持ちますではなくて、住民にも少しは責任を分散して持ってほしいということだと思います。水がつくる、もうそれだけです。

寺田部会長（委員会・淀川部会）

いろいろ議論を発展させて頂きまして、2時間ほど議論をしたら大体疲れてくるので、もう休憩に入らないといけなと思います。

私の方も、決して縦割りで問題を議論してもらおうということを考えているわけではなくて、絶えずいろいろの視点から物事を考えていくということが必要だと思います。

今日は、主には、どういう視点からアプローチをするにしても、治水がどうあるべきかというところへ結びつけて議論をしてもらいたいということで、問題提起をしたわけです。

ですから、利水といいますが、利用というあり方というところからフィードバックをして、そして、治水がこうあるべきだということで、先ほど、有馬委員から問題提起をして頂いたと思いますけれど、そういう議論の仕方をお願いしたいと思います。

ですから、環境なら環境の部分だけの議論というのは、それはできるはずがないわけです。今まで2回の部会で、主には環境的な側面での議論をしてきました。理念というもののあり方について、それが、今日から具体的な対策、項目の中で議論をしていくというときに、まずは治水の問題を議論して頂きましょうということです。

皆さまはそれぞれの専門分野をお持ちですから、そういうところを通して、やはり川を取り戻すという視点が仮にあるとした場合に、その治水対策というものに、どうそれがはね返っていくのかというところに立ち返って、議論をして頂こうと思ったわけです。ですから、いろいろご意見をお出し頂いたと思います。

それと、この流域委員会が、この河川整備計画の策定主体ではもちろんありません。ですから、私たちが仮に何らかの意見を具体的に提言しても、そのことで、何か責任を負わなければいけないということではもちろんありません。しかし、少なくとも流域委員会としての役目があるわけです。

これは、もう皆さま十分ご承知の上であって、その上で、委員をお引き受け頂いているわけです。ですから、河川管理者が河川整備計画の原案を作成するにあたって、少なくとも基本的な考え方、または、その治水、防災、利水、環境と、仮にその項目で分けるならば、基本的な施策がどうあるべきか、どのようにこれまでも転換していくべきかという部分については、ある程度意見を述べていこうというのが、この委員会の役目です。それを受けて原案ができた段階で、今度はもっと具体的な意見を言っていくという作業手順があるわけです。その部分については、それぞれの専門の立場から、是非、ご意見をお聞かせ頂きたいと思います。

そういう点では、今日は2時間ほど、初めは少し試行錯誤がありましたが、それはそれで大いに意味があることであって、いろいろ議論をして頂きましたので、ある程度、いろいろな考え方が出てきたのではないかと思います。

2時間余り議論をしましたので、少し休憩をさせて頂きたいと思います。

現在、15時20分だと思いますが、15分間休憩をとりたいと思います。また15分後に再開いたしますので、よろしくお願いします。

〔休憩 15:20～15:35〕

庶務（三菱総合研究所 新田）

それでは、時間となりましたので審議を再開したいと思います。寺田部会長、よろしくお願いいたします。

寺田部会長（委員会・淀川部会）

今日の終了時間は17時の予定ですので、あと約1時間半のうち、審議事項の住民意見の聴取・反映方法のところに30分くらいは時間を割きたいと思います。それから、傍聴者の方からも意見をお聴きする時間を一定確保したいと思います。

ただ、先ほどせっかく委員の皆さまからいろいろご意見を出して頂きまして、かなり基本的な治水の部分の大きく視野に入れた議論をさせて頂きましたので、もうちょっとそこを発展させてもらいたいと思います。それに少し時間を割きたいと思っています。

先ほど長田委員、有馬委員からご意見を頂いた中で、ちょっと私の方からも追加をお願いをしたいと思っています。川というもののあるべき姿に戻す、ぐちゃぐちゃになった川を少しでも望ましい川に戻すということに向けてのご意見があったと思います。そういうものを主眼として、この河川整備のあり方を考えていくというご提案だったと思いますけれど、それは非常に大事な部分だと思います。

ただ、川のあるべき姿に戻すという考え方に立った場合に、治水の面でのやり方というのが、少なくともこの部分はこの程度は変わるべきではないか、ということが何か言える部分がありましたらご意見をお聞かせ頂きたいと思います。それが1つです。

それから、これまでの治水についての基本的な考え方というのは、私が最初に少し簡略に申し上げましたが、やはり過去の降雨量といいますが、最大降水量ということを中心に据えて、そして大まかで言えば200年に1回というものを想定して、例えばダムとか堰とか、または堤防とか、いろいろなものによってどの程度それを制御できるかという計算関係の中で河川の整備が行われてきたと思います。

しかし、先ほど河川管理者の宮本所長の方から、そういう流量とか降水量とかいう仮想の数値といいますが、全く仮想とは言いませんけれども、過去のデータをもとにした推定値というものを基本的に据えたものから脱却しなくてはいけないのではないかという話をされたと思います。

そうだとすれば、どのような形のそこでの展開が考えられるのかということになります。抽象的なことは前に提案されていると思います。しかし、具体的にそれが流量に頼らない、そういう計算に頼らないものとしてであれば、どういう形のものが可能なのかということです。

どうもこれは、有馬委員におっしゃって頂いた川づくりといいますが、環境という側面から治水というものを見た場合に、治水の方法を変えていくということと何かどこかで合致するような部分があるのではないかという気がするのです。

ですから、両方から少し意見を発展させて頂いて、どういうことがご意見として考えられるのかということを出して頂けたらありがたいと思います。有馬委員、その辺はどうでしょうか。

有馬委員（淀川部会）

あるべき姿に返すとおっしゃっていますが、今淀川を見ていけば、あるべき姿はあります。例えば、工事が終わってブルドーザーが走り回った後、いわゆる絶滅危惧種とされている植物の大群落が現れるということが見られたり、それから水たまりがあって、いろいろな植物がその水たまりを囲んで、いわゆる生態系と言えるものができ上がっていたり、そういう場所があります。

ところが、水たまりを取り囲んでいる草はどのような草かと言うと、川辺とは関係のない草です。まず外国からやって来た草、それから池の周りで見られるような構造を持った、そういう生態系が見られます。

ですから、それをあるべき姿とするなら、私はあるべき姿としてもよいと思います。例えば、外来の植物が取り囲んでいるような生態系が淀川にできても、生態系がありますからそれでよいではないかということになるのですが、日本の川として川らしい草むらができるというのが私は一番の条件だと思います。それをあるべき姿と考えています。

河川管理者の方には、あるべき姿に返すとか、何があるべき姿なのかという考え方は一切ないと思います。その証拠に、大嫌いな言葉ですが、多自然型工法というものがあります。あれは、前にも言いましたが、材料を持って来るコンサルタントが多自然型だと言っているだけです。実際に採用されたところがたくさんありますが、その場所を見て歩いても、川らしくない草むらがあったり、川らしい草むらがあったりしています。それを多自然だと言っているのだと思います。そういうものがごちゃまぜにあるのが多自然ではないと思いますが、それを多自然と言うなら、そういうものはでき上がっているけれど、決して私の言う川らしい環境ができ上がった状態とは思えません。

それをみると、確かに多自然とか近自然とか呼ばれる材料を選んではいるのですが、本当に材料が近自然、多自然性を発揮するような水環境というものは一切頭に入っていない。多自然という言い方が嫌いですから近自然、この表現もあまり好きではないのですが、そういう材料を使って低水護岸をつくり、これは治水上大事なところだと思いますが、水際に擬石を並べた魚巣ブロックと呼ばれるものが設置されてはいるのですが、そこへ行っても魚巣ブロックは完全に埋まってしまっていますし、魚の姿というのは見られません。あまりお魚は好きではないのだなということが感じられま

す。

それから、そういう斜面に生えている草を見れば、40年代の淀川に見られたような草がそこでニコニコ生えているというわけではありません。表現しようのない姿になっています。

ですから、水の高さがここまで来るのですから、低水護岸なり水際の斜面の構造はこうあるべきだというのが出てこないといけないだろうと思います。それなのに、水面から1mくらいの高さのところの小段みたいなものをつくるというような、水位という水の条件に合わない工法がとられています。それが多自然型とか近自然型と表現されているというのをみると、あるべき姿に返すという思想はないと考えてよいと思います。

あるべき姿に返すという思想はないということですから、治水と環境がつながるところという、今行われている方法の改善をいろいろ提案していくしかないと感じています。水位を考えていない多自然型工法が上流にどんどん延びていくという間違った方法を何とか抑えるしか手はないと考えています。

あまり具体的なことを言うと、また怒られそうですが、そういう具体的な例で、現にやっていますが、これはちょっと間違っていないかという言い方を、それしか方法がないだろうと思います。

例えば、公園をつくって柳を植えたりしますが、その柳たるや、株と株の間が20cmしかないとか、さらにその間にドロヤナギというのを植えて、株が10cmしかないようなブッシュをせっせとつくっています。あのようなものはあるべき姿でも何でもないと思います。

あるべき姿というのは、水にやらせるしかないのです。人間が考えて、こうしようというのはできないです。ここへヨシ原をつくらうなんて、つくれるわけがありません。できたらよいと念じながら、そこへ水を持ってきてやるだけです。水をまくだけとは違いますよ。やはりそこに水がちゃんと走って、瀬をつくったり、淵をつくったりという水の働きが見られて初めてヨシ原というのができてきます。初めからここへヨシ原をつくらうとか、そういう考え方でいろいろ水辺の造成がされているのは大間違いだということを訴えるしか方法がないと考えています。

寺田部会長（委員会・淀川部会）

今、有馬委員がおっしゃったように、河川改修が最近多自然型と称しているいろいろ行われている問題点というのは、まさにその通りだと私も思いますけれども、治水というもののとの関係でいえばどうですかね。

今の有馬委員のお考えというのは、結局あるべき河川に戻すというきっちりとした、どういう河川に戻すかという基礎をもちろんつくった上での話として、やはり一定の水量というものが平常時においてもきちんと確保される、また河川敷というもののあり方といいますか、もちろんそういうものの位置付けをきちんとするということが、水位、水量ということと同じようなものだと思います。今の有馬委員のご意見というのは、もしも治水という面につなぐとすれば、そういう水位、水量がやはり一定必要なもので、常時維持されるということが必要な治水といいますか、そういうところにつながるのですか。

有馬委員（淀川部会）

治水上必要だということで、先ほど述べたような構造のものが現在つくられています。恐らくそれ

で治水の方は大丈夫でしょうと思わざるを得ないですね。私は、治水上大丈夫であるということにはわかりません。それを信じて、あの構造が治水にとって効果があるのだと考えます。

しかし、このような階段ではなくて、水辺をつくるという考えでいきましたら、それをもっと水際にすりつけていくような構造があってもよいのではないだろうかと思えます。高水敷を年に何回か水が走らないといけなと言いましたが、いつの間にか、それが洪水のことも考えない案が出ているということになってしまいます。そうではなくて、今の水位でいかざるを得ないのなら、高水敷の構造を斜面か階段上ですりつけるようなものにした方がよいのではなかろうかと考えているのです。そうすると、治水と川らしい自然環境を呼び戻すというのはつながってくるだろうと思えます。

寺田部会長（委員会・淀川部会）

私が質問しましたが、ほかの委員はありますか。

原田委員（淀川部会）

ちょっと理解できていないかもしれませんが、高水敷を水が走るというのは洪水のことを考えていないと、言われていたのですけれど、やはり高水敷を水が少し流れるというのは事実として危ないのですか。その辺は河川管理者の方からお聞きした方がよいのかも知れませんが。

有馬委員（淀川部会）

それは私よりも河川管理者が答えることですし、そういうことはちゃんと今までの議事録に残っています。

原田委員（淀川部会）

そうですね。ですから、危なくないという話だったのではなかったでしょうか。

有馬委員（淀川部会）

どうですか、水が走っても危なくないかということはおっしゃいましたか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

流れ方だと思います。今までは、先ほど寺田部会長がおっしゃいましたが、200年に1回という降雨を目標にして、上流の方で何も対応しなかったら、例えば枚方で毎秒17,000m³/sが流れてくるということでした。それで、水量を上流のダムで5,000m³/sカットして、河道には12,000m³/sを流すような河道をつくりましょうというのが今の計画です。その12,000m³/sを流すのに堤防の高さを決めて、それから護岸を張る高さを決めて、そして、このような高水敷があって、低水路を真ん中に300m掘るといって河道が一番スムーズに流れる河道の形態だということやってきたわけです。

それに対して、有馬委員、紀平委員、長田委員から、これは洪水をスムーズに流すというのであれば、そういう断面かも知れないが、そのことによって完全にドライなところと常にウエットなところが分断されて、水際はあるが水辺がないというような、非常に非連続な断面になっているというご指摘がありました。これは非常に生物、生態系にとってまずいのだと思っています。私は、まさにおっ

しゃっているその通りだと思っています。

それでは、逆に言えば、確かにある程度の水を流すということは必要ですが、一体それを何 m^3/s 流す必要があるのかということと、それからその時に流すための川の格好として、こういう矩形断面にしないといけないのかというところが問題であり、まさにその辺を私達は今後変えていく必要があるのではないかと考えています。

原田委員(淀川部会)

全部理解できたかどうかわからないのですけれど、高水敷に水が流れるというのは、洪水のときにコントロールされていない水が流れるということではなくて、わざわざコントロールしてそこに流すような流し方をするのでしたら、あまり危険はないように思いますが。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

もともと、高水敷というのは洪水が流れるところです。高水敷では、深いところよりも流速が遅くなりますから、例えば堤防に対する洗掘だとか、削られていくというようなことを防げるという意味で高水敷というのができているわけです。

原田委員(淀川部会)

そうなのですが、実際問題、そこまで上がる洪水というのが今は殆どないからということではないですか。何かそういうお話でしたね。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

いやいや違います。要するに、高水敷に水が上がる頻度が非常に少なくなったということです。しかし、例えば淀川の本川で言いましたら、大体 $3,000m^3/s$ から $4,000m^3/s$ くらい以上になると、当然高水敷に上がるのです。ですから、先ほど言いました、今までの目標であります毎秒 $12,000m^3/s$ というような大洪水であれば、それは当然高水敷に水が上がって、堤防のある高さまで来るということです。

原田委員(淀川部会)

そうですが、何か7年間か8年間流れていないから生態系が駄目になっているところがあるという話を先ほど伺ったように思ったのですが、それはちょっと私の勘違いでしょうか。

河川管理者(近畿地方整備局 河川調査官 水野)

堤防というのは昔から改修してきて、今の堤防の幅、高さをあまり変えないで淀川を改修するときに、できるだけいっぱい流すようにするにはどうしたらよいかと言うと、真ん中をたくさん掘ったわけです。常時水が流れているところと高水敷があります。低水路と言っている常時よく水が流れているところは、小さな断面だったのです。 $1,000m^3/s$ とか $2,000m^3/s$ くらいしか流れなかったのですが、堤防全体、堤防の中でいっぱい流そうと、 $12,000m^3/s$ を流そうとした結果として、これ以上堤防を高くすることはできないので、真ん中を深く掘ったわけです。全体として水を流す量を増やすた

めに真ん中を深くしたために、水が高水敷に乗らなくなったわけです。

全体の断面を変えずにそれだけの水量を流そうと思ったら、水がたくさん流れるところと流れないところの格差をつけないような断面をつくっていくのが今の問題を解決する1つの方法にはなってくると思います。

原田委員(淀川部会)

それで、言いたかったのは、人為的にダムを操作するとかでちゃんと水をコントロールしてあげるといふようなことをやったら、それである程度は生態系が回復できるのではないのかということです。要するに、別のやり方もあるかなということです。

河川管理者(近畿地方整備局 河川調査官 水野)

今の淀川下流の断面で言うと、3,000m³/s、4,000m³/s、5,000m³/s という大きな水の量が流れてこないが高水敷に水は上がれませんか、ダムから一時的に放流してあげるといふのは不可能だと思います。そうしますと、水の流れる断面の作り方の工夫ではないかと思います。

寺田部会長(委員会・淀川部会)

今、水野河川調査官がおっしゃったのは、平常時において、ダムのコントロールによって高水敷に水が来るようにしようということではできないということですね。言い換えれば、ダムの管理能力といふのはそれほど量は多くないという意味ですね。

河川管理者(近畿地方整備局 河川調査官 水野)

そういうことです。

谷田委員(委員会・淀川部会)

私の理解では、高水敷をつくっているといふのは、要するに外の堤防本体が弱いからです。現在進んでいるスーパー堤防ができた場合には、高水敷で堤防を守らなくても大丈夫なわけです。

ですから、今問題は、低水敷と高水敷という大きなギャップをつくっているために、生態系にとっての連続性が確保されていないわけです。外の堤防をしっかりやってしまって高水敷で守る必要がなくなれば、これはいろいろなことができます。しかも、スーパー堤防といふのは、先ほどちょっと悪口が出たのですが、よく考えたら引き堤です。後ろへ引いているわけです。堤内地へ延長しますから、そこを利用するといふ点が強くなっています。今まで高水敷が生態系にとって諸悪の根源みたいなところがありました。河積は、それを削ったらちゃんと稼げますから、そういうやり方は当然あり得るわけです。

有馬委員(淀川部会)

正直な話、京都府南部洪水注意報といふのが出ると、わくわくしながら、洪水がうれしいといふわくわくではなくて、水が高水敷に上がるぞといふので見に行くのです。そうすると、これは人為的だといふか思えないくらい、高水敷の肩のところへ来たら水位がぴたっと止まるのです。あれが不思議で

す。これはどうなっているのですか。それだけしか水がないということなのですか。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

この前の委員会のときにも言いましたけれども、3,000m³/s、4,000m³/s、5,000m³/s のときに高水敷に乗せないような格好でコントロールできません。それはたまたまそういうことだったのであって、コントロールはできません。

原田委員(淀川部会)

ですから、このまま流していても高水敷に上がらないというときに、ちょっとだけ集中して流すようなやり方をして高水敷に上げてやるということは不可能なのでしょうか。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

私は、そのことができるかどうかというのは本当にやったことがありませんからわかりません。ただそこまで、またダムでコントロールするのかということです。私は、考え方の流れの方向が逆だと思っています。仮に、本当にもう1回連続性を保って、冠水頻度が高い川の中の土地をたくさんつくってやろうと思えば、私はやはり川の中の断面の修正といいますが、修復をすべきであって、逆に言ったら、高水敷にわざわざ水を乗らせるために上流のダムのパワーをもっとアップしないといけないということになります。

原田委員(淀川部会)

パワーアップしないと、やはりできないのですか。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

多分、難しいと思います。

有馬委員(淀川部会)

その辺のところはかなりわかってきたので、今主張しているのは、高水敷を水際にすりつけるという考え方になってきています。今の水位でいくなら仕方がない、それしかないとなります。

荻野委員(淀川部会)

議論が非常に交錯するのは、皆さまが言われるような洪水は中小洪水といいますが、毎年起こる洪水というレベルの問題と、それからここで議論したい200年に1回とか300年に1回とか、計画基準降雨という非常に大きな洪水に対する安全対策をどうするかという問題を一緒にして議論されているからです。しかし、この2つは議論が全然違うのです。

ですから、仮にもし毎年起こる洪水というような、或いは5年に1回とか、大きな雨が降ったら必ずこの辺まで来るような、それも洪水と言うのだらうとは思いますが、そういうものについての対応の仕方は、河川管理者の宮本所長でしたら多分案が幾つか出るのだらうと思います。或いは、生態系の方々と河道をどうするかということを相談しながら対策をたてることは、それほど難しくなくて

るのだらうと思います。

ただ、問題はスーパー堤防の話がありますように、基準洪水のようなものに対して河道が危ないですからどうしようということについて、上流でどこかつけるところはないだらうかというようなことを選択肢をどのように考えるかということで、ちょっと議論は別ですから、多分後の方の議論を先に済ませてもらいたいという気がするのです。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

今、川を矩形断面にしてしまったので川の中の生態系が不連続になって、ある意味においては非常に単調化したわけです。私は、これは非常に生態的にもろい状態だと思っています。先ほど寺田部会長から共通点があるのではないかとおっしゃいましたが、私もまさに共通点があると思っています。同じことが洪水対策についても言えると思っています。

今の堤防というのは、極端に言えば、とにかくこういう土の壁で水を氾濫させないようにしようとしているのです。それで、先ほども絵で書きましたけれども、これがどんどん高くなってきたわけです。これがどんどん高くなってくると、皆さまはこれが高いから安心だと思って町がどんどんできてきたというわけです。堤防が高くなればなるほど、バタツといったときの被害というのは非常に激しくなるわけです。

そういう意味で、昔に比べたら、今は非常にダメージポテンシャルが大きいと言っているわけです。これは非常にもろい構造だと思っています。

このOHPは桂川右岸です。これは水の深さ、水深で、これが流速です。それから、こちらが流速と水深を掛け合わせたような、言ったら水のパワーをあらわしています。仮に3川合流から8.6kmのところでもこの堤防が壊れて破堤したときに、このような水の深さになり、流速がこのように大きくなって、パワーがこのような格好になります。横軸は時間です。ここで堤防が破堤したということですね。

堤防が破堤せずに水があふれていくというときの水深と流速とパワーを示したのですが、これをご覧頂ければ明らかなように、堤防が壊れるときには大変なパワーといえますが、破壊力になるわけです。それに対して、水が越水するといえますが、あふれて流れるということでしたら、同じ洪水であっても全然違うわけです。

そういうことで、先ほど川の中も不連続になりましたが、この堤防によって今度は町と川とが不連続になっています。ですからもろくなっていると私は思っています。先ほど谷田委員がスーパー堤防についてはとおっしゃいましたが、私は逆に、こちらを地上げするというのは堤防をなくすという意味だと思っています。こういう非常にもろい構造でとにかく川を押し込めようとしてきたというのがこれまでの治水思想だと私は思っています。

これをやっている、ある程度の洪水までは防げますが、これよりも大きな洪水が来る可能性があるわけですから、その時には恐らく、50年後か来年か、私達の子供或いは孫の時代かもしれませんけれども、その時に破堤する可能性が常にあります。ですから、こういうもろい構造にしておくと、すなわち川を制御しようということで行くと、必ずもろさが残ってしまうわけです。それは壊滅的な被害を生じる可能性があります。ですから、そこを私は方向を変えるべきだと思っています。

そうすると、先ほどの生態系の話もそうですけれども、洪水の話にしても、連続性ということをも

断してきたということです。不連続なものをつくってきたから川の中ももろくなっているし、町と川との関係ももろくなっていると思っていますから、私は横の連続性を修復するというのが大切だと思っています。

そうすると、今度は、先ほどから話が出ていますが、川の中だけのことで済まないのです。まさに川と町と、川と地域が繋がらないことには、本当の意味の治水対策ができないということになってくると思います。

そういう意味で、私は、生物の中の話と洪水の話というのは根本的な思想というか、発想ということにおいては非常に共通点があると思います。それをどうも逆方向に河川管理者がやってきたのではないかということが非常に大きな今の問題点ではないかと思っています。何か反論がありましたら、皆さまおっしゃって下さい。

寺田部会長 (委員会・淀川部会)

今の宮本所長のご意見を換言すると、破壊的な洪水の回避、破堤が最低限の目標です。そのかわりに、越水といいますが、あふれる、これはよいではないかということです。それで、あふれ出るということを前提にして、例えば堤防をどういう程度の堤防にするかとか、形状とか、それからその周辺の土地利用をつくっていく必要があります。そうすると、破壊的な破堤のような被害といいますが、ダメージポテンシャルと言われたけれども、物すごいものが出るということはないだろうということです。今の意見は、それを基本に据えたあり方というものを考えたらどうかと聞いてよいのですかね。

河川管理者 (近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

それで、あと1つ付け加えるのは、壊滅的な破堤をするということについてはとにかく防ごうということです。そこで1つの安心はあります。

それで今度は、あふれるのは幾らあふれてもよいのかということになります。そうではないと思います。あふれたら、やはり被害が出るわけですから、そのあふれる頻度なり、あふれたときの浸水による被害を、今度はできるだけ少なくするというのは、またいろいろな方策があるわけです。そこをきちんと分けて2つのことを考えていこうということです。

その時に私は、破堤ということに対しては、かなり大きな洪水を対象に考えないといけないと思います。どのような洪水が来ても、壊滅することがないようにしようということです。

しかし、あふれることによる浸水被害を少なくするということはある程度、どのような大雨でもということではできませんから、例えば何年に1回だとか、或いは昭和28年と同じくらいの雨に対してはどの程度の浸水被害は覚悟しようとか、そこはあると思います。

ですから、先ほど寺田部会長が流量の考え方をどうするのだとおっしゃいましたけれども、壊滅的な破壊に対する目標というのと、それと浸水被害をいかに減らすかという目標というのは分けて考えるべきではないかと私は思っています。

河川管理者 (近畿地方整備局 河川調査官 水野)

そこが多少、河川管理者の中でも意見が分かれていますので、別の意見を言わせて頂きます。

今の壊滅的な被害を与えないということと、浸水頻度をできるだけ減らしていくという両方がある

というのは河川管理者の中でも共通認識です。

さて、その時に壊滅的な被害を与えない、破堤を絶対しないということを優先するのか、浸水被害の頻度をできるだけ減らしていく方を優先するのかという選択肢があるのだらうと思っています。

今までは、壊滅的な被害を与えないということを殆ど忘れて、浸水被害を減らす方向だけをやってきましたが、これからは両方が必要だということは河川管理者の共通認識です。

そのうち、淀川下流のような大都市が抱えているところについては、壊滅的な被害を与えないということが優先されるのではないかと宮本所長の意見は皆が賛成しています。

ただ、木津川上流では今一生懸命遊水池をつくっていますが、遊水池ができたとしても、まだ戦後最大の洪水に対応できないようなところについては、壊滅的被害というよりは浸水被害がウエートを上げるのではないかと意見もありますので、その辺も議論して頂ければと思います。

寺田部会長 (委員会・淀川部会)

私の個人的な希望ですが、仮に今言われたような 2 つの意見があるとしても、そういう考え方でいけば、例えば上流部におけるダム等の構造物、それから中流域における堰とかでの水量のコントロールの分配が具体的にどういう具合に差となってあらわれるのでしょうか。

今までのような考え方でいけば、例えば上流部にはこういったダムが幾つ必要ですよとかいう計算が当然あります。それがどう変わるのかというのは、ある程度計算できます。そういうものを、是非情報で出して欲しいと私は思います。試算としてでもよいのです。そこがわからないと、本当にそういう考え方に基づいて、どのように具体的な、例えば建設とか管理の転換に結びつくかということが、どうもよくわかりません。ですから、理念的には今の考え方は非常にわかるのですけれど、そういうことはできませんか。

河川管理者 (近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

それは、先ほど言いましたが、浸水頻度を下げようとするれば、貯水施設が幾らでも要るのです。結局、優先順序の問題です。ですから、従来どおり浸水頻度を下げる方向をまず優先的にやっいてこうとすると、例えば 200 年に 1 回というような雨に対して、浸水がなくなるようにしようということでしたら、何を優先的にやっいていくかとなります。先ほど言いましたように、壊滅的な被害というものが逆に増えていっているわけですから、それを抑えるには、先ほどのスーパー堤防も 1 つですし、それから例えば浸透だけが問題のところでしたら浸透対策があるわけですから、そういうことを優先的にやっいていくべきだとなります。私は優先順序の問題だと思います。

但し、この河川整備計画というのは 100 年、200 年の計画ではなく、20 年、30 年の計画ですから、その優先順序を議論して頂いたら、おのずから河川整備計画の中に何が入ってくるのか、ということになってくるということです。

谷田委員 (委員会・淀川部会)

もう一度念押しみたいになります。要するに、かみそり型をやめて、スーパー堤防型にするとしたら、現在の複断面構造は回避できる。回避できるのであれば、スーパー堤防に賛成という人は結構

いると思います。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

スーパー堤防だけではなく、仮にスーパー堤防にしたら、浸透に対して破堤はありません、越水に対してもありませんとなります。そういうことからすると、治水上は全面的にドーンと高水敷が必要だということにはならないと思います。

谷田委員(委員会・淀川部会)

洗掘も大丈夫なわけですか。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

洗掘に対しては、例えば護岸を入れるとか、いろいろ対策、代替案はあるわけです。

谷田委員(委員会・淀川部会)

それから、もう1つは、例えば淀川本川が全てスーパー堤防になるのは20年、30年も要するというのであれば、かなり絶望的だと思います。そしたら、ある部分はスーパー堤防にして、そこは単断面にする、ほかのところは現在のかみそり型で、しばらく複断面でがんばるということで、疎通関係の矛盾とかトラブルは起きないのですか。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

それは、50mとか100mピッチで変えるわけにはいきませんが、ある一連区間、ここについてはこういう堤防対策をしようということですから、その分、例えば川の中の形状はこう変えてもよいではないかということがあり得るわけです。私はそこは組み合わせだと思います。

谷田委員(委員会・淀川部会)

そうたら、それでいろいろオプションは出てきます。

塚本委員(委員会・淀川部会)

その場合、スーパー堤防をつくっていくときの問題は、やはりコストですね。それでどこまでできるのかということが1つあります。

それから、もう1つは、恐らくこれからは暮らしということを基盤に物を考えていくことが大事です。そしたら、地域性や風土の違いというのがやはり一番大事な特徴になります。その時には、谷田委員も言われたように、洪水が起こったときにどこに逃がすかというように、もうちょっとダメージとしての負荷をかけない分散する考え方が出てきます。そうすると、民間も含めた土地利用に対しての考え方、問題点

というのが出てくると思います。ですから、そこはこれから総合になってくると思います。

スーパー堤防も確かに30年ということで考えていく1つの要因です。と同時に、今私が申したように、もう少し逃がすような方法もあります。それから、例えば浸水しても、どれくらい今の技術でし

たら他より早く水位を下げることができるか、つまり時間が大切です。この前も名古屋の新川を見に行きましたけども、やはり早く水位を下げていくということも大切です。ですから、その時にダメージのどこを要因に置くのだという水野河川調査官のお話との関係もありますけれども、そのことも考えていく必要があると思います。

寺田部会長（委員会・淀川部会）

大分深まった議論になってきたと、私は思います。核心部分だと思います。この辺のところまで議論して頂けたら、私は今日やらないといけないことはもう終わったと思うくらい、今大事な部分を議論して頂いたと思います。やはりこういうことを委員の皆さまが意識した上で今後の議論をやっていけば、非常に有益な議論が次回以降もできると思います。

それで、本当はもうちょっと続けたいのですが、今16時15分過ぎまして、時間があと45分になりました。特にこの点だけは言っておきたいということがあればお願いします。

谷田委員（委員会・淀川部会）

スーパー堤防というのは、私はもっと広い意味でとらえて、今、国土交通省が設計したり、思想として考えたりしているより、もっといろいろありようがあると思います。ずっと長い堤防で全体を地上げしてしまって、それこそ数kmにわたって長い堤防をつくるということもあり得ます。そういうものを含めた意味で考えていきたいというのが希望です。

川上委員（委員会・淀川部会）

先ほど谷田委員からのご指摘にもあったように、スーパー堤防をやることによって河道内が単断面にでき、そして有馬委員が望んでおられるように、低水路のところをいわゆるかみそり型ではなくて、勾配を持たせたエコトーンをつくると思いますか、そういうことができるのであれば、私自身はあまり好きではないのですが、スーパー堤防というのはやむを得ないかなと思います。

但し、どうせスーパー堤防をやるのでしたら枚方から河口まで連続してやらないと、スーパー堤防になったところは強いけれども、スーパー堤防とスーパー堤防の間にある従来型の堤防が今度は集中的に弱くなって被害が起こるといえることが起こり得るのではないかと思います。これは地層にもよるし、堤防の材質にもよるでしょうけれども。

しかし、そうなると、相当な覚悟をして、予算も何兆円か何十兆円かはわかりませんがかかるでしょうし、長期の計画になるわけです。

それで、今後の議論をもっと具体的に進めて、本当に実のあるエッセンスをこれから皆さまで取り出していこうと思いますと、先ほど私が申し上げましたように、モデルケースを設定して、そこを集中的に議論することが必要だと思います。そして、治水、防災、環境にわたって、そのバランスまで考えられるような議論をして、その議論の中からエッセンスを取り出していくという作業が必要だと思います。

これは皆さまにお諮りしないといけません、例えば木津川の上流はここがポイント、下流はここ、淀川本川はここ、桂川はここという、そういうポイントを抽出して頂いて、何が問題なのかということをも明らかにして頂いた上でこの委員会に投げかけて頂けたらと思います。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

必ずしも、スーパー堤防が絶対だというか、それだけやろうとは思っていません。今言っているように、越水対策なり、或いは浸透対策ということで、この箇所は何が弱いのだというのがわかっているわけですから、それに対する対応策というのはいろいろメニューがあるわけです。それをある程度整理して、概算的にどれくらいのお金もかかるということを含めて次回お出ししたいと思います。

それから、もう1つあります。これも全川的にはできませんけれども、先ほどおっしゃったように、例えば川の中の非常に不連続な断面をこのような格好にすることができますということも、次回具体的な断面の絵でご説明したいと思います。

塚本委員(委員会・淀川部会)

今のお話も含めて、住民の人たちがどれくらい認識を持てるのかということがとても大事です。川或いは自分が今暮らしている状態がどうなのかということが非常に大事だと思います。ここをどのようにしていくかが、もっとある意味では大きなことだと思います。先ほど途中で申しましたが、どういう委員会とか、どういう協議会などかを持って物事をやっていくかということが、恐らくこれからとても大事な部分だと思います。そこは常に意識しないと駄目ではないかと思っています。

長田委員(淀川部会)

スーパー堤防の話もありますが、先ほど宮本所長は、むしろそれに頼らないという話をしていたのではないかと思います。

要するに、今の川幅の2倍、3倍の流水域を考えて、決壊は防がないといけません、被害を抑える、浸水を抑える手だてを考えたいということですね。単に、今淀川を拡幅して4m掘り下げて、この水路の中でどうしようという話ではないです。私達がどうしようと言って何十年もその範囲で悩んできて、どうにもこうにもこれでは淀川環境、自然は取り戻せないと思ってきました。高水敷を4mほど全部切り裂かない限りはあり得ないわけですから悩んでいたわけです。ですから、もっと川の幅を広げて考える中で、生物の環境、それから治水も考えられるとなれば、それはすごいことだと私は思っています。それはお金がかかりますし、民家の立ち退きもあります。今のように土手下に民家があるというのは、やはり川の環境、川というものを恐れぬ人間の思い上がりだと思います。でも、これは負けます。

ですから、そこまで考えていこうというならば、私は大賛成でやっていきたいと思っています。

川上委員(委員会・淀川部会)

遊水機能の向上という観点から、日本の伝統的な河川工法の霞堤とかニセン堤とか輪中堤とか、それから信玄堤ですか、そういうものが皆さまにわかるように何か資料を次回ご用意願えませんか。

寺田部会長(委員会・淀川部会)

いろいろたくさんの方の要望を河川管理者の方に出して頂きました。それと、先ほどご用意頂くということをおっしゃって頂いた分は、まさに今日の最後にまとめるようお願いしようと思ったことでしたし、

もう既に準備を始めてもらっているということで、次回楽しみにしたいと思います。

一応この検討課題の部分はこれで打ち切らせて頂きまして、後の方は今日やらないといけないことを取り急ぎやりたいと思います。

まず、住民意見の聴取・反映方法という関係の部分ですが、冒頭にも少し説明をさせて頂きましたが、11月29日の委員会で、私の方としては、淀川部会ではこういう方向づけが決まったのですが、委員会でもやはり実施すべきではないかということの問題提起いたしました。

結論的には、これは全体で意見募集をやろうということになりました。後ほど庶務の方から具体的な報告をしてもらいますけれども、お手元の資料の中にブルーの薄い色のチラシが入っております。このチラシと同じような内容で、全国紙に一齐にこの意見募集の広告を実施いたしました。ご覧になった方も多いと思います。

ただ、これは委員会として範囲を決めないで、どのような意見でも結構ですとしています。川についての意見を聞かせて下さい、というタイトルで出させて頂きました。あとは、いろいろ出た意見を各部会でどのように生かすかとか、また直接住民の方とか住民団体の方から意見を聴くかどうかとかいうことは、各部会で随時検討してやって頂くということに委員会では決まりました。

この部会では、1月の部会の際に一定数の方に直接意見を述べて頂いて、そして質疑をさせて頂くという機会を持つということ、前回決めて頂いたと思います。あと、実施に向けてのやり方の問題ですが、一応こういう形でやらさせて頂きたいと今思っているところを申し上げますので、ご意見があればお聞きしたいと思います。

意見募集のチラシは、一定のリストに基づいて関係の住民団体のところに個別に全部配布しています。それから、もちろん今申し上げたように、新聞は全国紙に掲載させて頂いたということで、12月20日まで意見募集をしています。

これは、締め切りと同時に庶務の方で意見の項目別に分類をして、どういうところから、概ねどのような意見が出ているかということを整理したものを急ぎつくりします。それを委員の皆さま全員にお配りします。生の意見書を全部配るといわけにはいきませんので、申し訳ありませんが、一応整理したものをお配りします。その中から、是非この方からは、もしくはこの団体の方からは直接意見を聞いてみたらどうかという方を、何名になるかわかりませんが、ご希望を出して頂くという形にしたいと思います。まさにアンケートですね。それを集約して、最終的なセレクトは部会長と部会長代理にお任せ頂けないかと思います。本当はもう一遍お諮りして決めた方がよいのですが、時間的にそれが無理なものですから、申し訳ありませんが、皆さまの方からの希望アンケートの結果をもとにして、次回にじかに意見を聴く方を決めさせて頂くということをお願いできないかと思います。

それで、いつ頃そういう整理したものをお配りできるかというところを、現在の意見が来ている状況報告も兼ねて庶務の方から報告してもらいます。

庶務(三菱総合研究所 新田)

それでは、お手元の資料3に簡単にまとめておりますが、目的とか実施主体、テーマ等につきましては、寺田部会長が先ほどご説明された通りです。募集、呼びかけの方法は、多くの個人に訴えかけるということで新聞への広告、ホームページ、ニュースレター等を全国5大紙、6地方紙の新聞広告をはじめとして、キャンペーンを行っております。それから、お願い状とチラシということで、委員

から推薦のあった団体、河川に関係している団体、大体1,200カ所以上にチラシを送付しております。

現在、応募の状況としましては、これは金曜日の18時現在ですが、41件ということです。今日の段階でさらに来まして、今大体60件弱頂いております。内容は特定の川であったり、淀川全体の理想的な話であったりというようなことです。これが20日の締め切りまでにどれくらい伸びるかということで今後の作業を進めていきたいと思いますが、その中で先ほど部会長がおっしゃったような形で整理させて頂いて、12月28日に流域委員会の運営会議を開かせて頂き、そこで集まった意見を整理するという事です。その辺りで皆さまのお手元の方にも、集まった意見の整理されたものをお届けできるかなと考えております。

なお、ご参考までに各部会の状況ということで、琵琶湖部会につきましては、この意見募集と並行しまして、琵琶湖部会独自で「意見聴取の試行のための会」というものを開く予定です。また、この流域委員会全体で集めました意見について、次回の琵琶湖部会でどう取り扱うかということも議論することになっています。猪名川部会についても同様に、1月下旬に一般からの意見を聴取する会を開催する予定となっています。

寺田部会長（委員会・淀川部会）

ありがとうございました。

次回の部会の開催期日ですが、皆さまに先日、日程調整のアンケートをさせて頂きました。それで、1月26日の土曜日の13時半から18時までということで、開催することにしたいと思っております。この点も、ご都合の悪い委員ももちろんいらっしゃるのですが、他の部会が実施をされる関係などで、この日しかとれないということで、この日に決めさせて頂きたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。27日の日曜日の方がたしか出席できる方が1人多かったのですけれども、日曜日に実施できないということで26日に決めさせて頂きます。

それで、部会の持ち方の関係では、今ご提案しております通りの方法で直接意見を聴く方を選ばせて頂くということにしたいと思っております。皆さまのアンケート意見をもとにして部会長と部会長代理、あと庶務の方で決めさせて頂いて、そして実施をするということにさせて頂きたいと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。もし何かご意見があればどうぞお願いします。

塚本委員（委員会・淀川部会）

新聞は全国版に載るわけですね。

寺田部会長（委員会・淀川部会）

もう載っています。終わりました。

塚本委員（委員会・淀川部会）

それは淀川についてですか。

寺田部会長（委員会・淀川部会）

いえ。どのような意見でも受け付けています。河川全般、河川行政全般についても、何なりとどう

ぞというものです。

塚本委員 (委員会・淀川部会)

その場合に、それがよい意見でしたら、ここの地方の人に出てきて欲しいとかということは、その時言えるわけですね。

寺田部会長 (委員会・淀川部会)

先ほど言いましたように、全部整理したものを全員にお配りして、その中からこの人をお願いしたいというアンケートをやります。

庶務 (三菱総合研究所 新田)

新聞広告については西日本といいますが、関西2府6県が中心です。全国版ではないということでご理解を頂きたいと思います。

寺田部会長 (委員会・淀川部会)

主な住民団体には、全部このチラシを配布していますから、殆どそれはカバーされていると思います。

田中委員 (淀川部会)

チラシには「以下の川についてご意見を」と書いてありますが、今塚本委員もおっしゃったように、全国的なことでもよいわけですか。

寺田部会長 (委員会・淀川部会)

「以下の川について」云々の下に、対象河川として「これらの河川全体」と書いていますけれども、基本的には淀川に限定したことはありません。

田中委員 (淀川部会)

他の地方の、淀川水系以外の河川のあり方とか要望については駄目ですね。

寺田部会長 (委員会・淀川部会)

他の河川というよりも、それは河川全般についてのご意見、河川管理全般についてのご意見を募集しています。ですから、ほかの水系についての意見をお寄せ頂いても、ちょっと困りますね。

田中委員 (淀川部会)

それと、知人から「鴨川については語れないのでしょうか」という電話がありまして、「いや、そんなことはないでしょう」とは言っていたのですが、川の連続性の面にとらえるなら、これは一応重大な淀川水系の、しかも140万、150万の上流都市を抱えている川なので、これは範囲内に入っているということでよいですね。

寺田部会長 (委員会・淀川部会)

当然入っていると思っています。

長田委員 (淀川部会)

案内が行っているかもしれませんが、釣り団体とかモーターボートとか模型飛行機とか、河川敷を使っている団体、それから工業用水を使っている企業など、経済会ともやはり私は話したいのです。こういう公の場ではなかなか難しいし、いじめるような形になってもいけません、そういう人達と心を割って話したいのです。そういう団体にも是非送って頂ければと思います。また、話し合える場がこの後つくられればよいと思います。

庶務 (三菱総合研究所 新田)

まず、ゴルフ場とか舟運、砂利、用排水関係の団体には送っておりますし、意見を書きたいというお返事も頂いています。ただ、水上バイク等で遊んでおられる方々につきましては、個別のチラシではなく新聞広告でご覧頂くという想定であります。

山本委員 (淀川部会)

今日現在40件とか60件とか来ているというのが、多いか少ないかはよくわからないのですが、せっかくですから、今日傍聴に来ておられる方々の中からも是非お願いしたいと思います。

この前の部会では来るものは拒まずということでお話が終わりましたが、河川管理者の方も流域住民の1人ですし、個人的なご意見も皆さま多々おありでしょうし、ご自分の職分の中から考えられることというのたくさんあると思います。これは私が京都新聞の読者の投稿欄から見つけたのですが、これはあくまでも一個人で出しておられるということで、ひょっとしてと思ったら河川管理者の宮本所長だったということです。やはり、皆さま1人1人いろいろ思いもおありだろうし、たくさん川のことを見て、考えておられると思います。毎回来て頂きまして、この部会の流れもよくご存じの方々にも是非意見を出して頂きたいと思います。先の部会では、河川管理者側からでも意見を出してよろしいのですか、企業の側からでもよろしいのですかということでしたけれども、今、長田委員がおっしゃいましたように、どのような立場の方からもどうぞ意見をお出し下さい、ということをお願いしたいと思います。

渡辺委員 (淀川部会)

1月26日に、実際に意見を言われる方を呼んで、聴くということですが、それに対する答えというのは事前に用意されて応答するのか、それともその場で委員の人が答えるということになっているのですか。

寺田部会長 (委員会・淀川部会)

これは答えるということではありません。あくまでも意見を聴かせて頂くということに特化したものでやろうと考えています。

渡辺委員 (淀川部会)

それでは、意見を言う人は、その場で何か聴きたいということがあるかも知れませんが、それに対してやはり後で答えるというような形をとるわけですか。

寺田部会長 (委員会・淀川部会)

その点は皆さまでお決め頂いたわけではないですが、私の個人的な意見としては、住民意見の聴取は1回で終わろうという考えは全くないです。前にも説明いたしましたように、この流域委員会の設置規則の中でも、可能な限り何度でも住民の意見聴取をやる、という積極的なことを盛り込んでいるわけです。ですから、やはりこれは時期をとらえて、いろいろな形で意見聴取をやった方がよいだろうと思います。

そうしますと、今回は最初ですので、あくまでもこれは意見を聴かせてもらうということに徹底したいと思います。そして、もし質問的なこととか、例えば河川管理者にこういうことを聞きたいとか、こういうことを明らかにしてほしいとかいうご要望があれば、それはそういうご要望があったということをお聞きしておく、ということにとどめたいと思います。それに対して、後日委員会として何か回答するとか、返答するということは前提にしないということやっていきたいと思います。もし、今後の議論の進め方の中でまた2回目、3回目を行うときに、これは皆さまの意見で決めて頂いて、場合によっては単なる質問、委員からの質問だけではなくて、交互に意見交換ができるような形のものやってもよいかも知れないと思いますけれども、今回はそのような準備をしておりませんので、聴かせて頂くということだけにとどめた形で、実施をしたいと思っています。これは私の個人的意見です。

渡辺委員 (淀川部会)

恐らく、委員会を通して河川管理者の方へ注文するウエートの方が高いのではないかと思いますので、ちょっとその辺が気になりました。ありがとうございます。

寺田部会長 (委員会・淀川部会)

それでは、今申し上げたようなことで次回実施するということをご了解頂けますでしょうか。

長田委員 (淀川部会)

公聴会を委員会でやったことがあるのですが、何かこのパターンはわびしいですね。何も恥ずかしいことはない、意見交換をしたらよいではないですか。初めに意見交換はしないということをやると、こういう委員会かという印象を最初に来た人に与え、また次に来る人がそれを聞いて、あの委員会は何も質問させてくれないとなります。やはり知りたいから来るので、恐れることはないです。私は公聴会のパターンというのはどうも好きではありません。そのかわり楽ですけど、他の委員はどう思われるでしょうか。

寺田部会長 (委員会・淀川部会)

まず、これは公聴会ではないのです。今申し上げたように、私の方は、ある程度準備をした上で住民との意見交換をやるべきであろうと思います。この部会なら淀川部会としてある程度の議論ができた時点で、一定の意見の方向づけが持てた時点で、質疑もしくは意見交換、場合によってはお互いに議論をするべきだと思いますが、今はその段階ではないと私は思います。今日の議論を見てもわかると思います。こういう時点で、ほかの方からもいろいろ、どういう意見を持っておられるかということをご参考にして頂くということが主眼です。ですから、何も逃げるとか、避けるという意図は全くありません。これはもちろんやるべきです。ただ、やるべきですが、今度の1月の部会で、どのような部分の項目が出てくるかわかりません。今日皆さままでかなり議論はしましたが、まだ必ずしもこの部会としての具体的な問題についての方向づけが決まったわけでもないと思います。

そういう点で、お互い委員が個別の意見を言った場合には、かえってそれがあたかも部会の意見かのごとくになってしまうと、これはむしろあまりよいことではないと思いますので、今回は意見を聴くということをやった方がよいのではないかと思います。ただ、皆さまが、そうではなくて、大いにこちらにも意見を言い、あちらからも意見を言ってもらって、意見をたたき合わせるという形でやったらどうかということでしたら、それは別にそれでよいと思います。皆さまで決めて頂いたらよいと思います。

塚本委員 (委員会・淀川部会)

1つは、そのやり方というのは非常に微妙です。物事が起こっていることに対して、入り込み方というのは実にいろいろあります。ですから、そこは、寺田部会長が言われたように部会でもうちょっと成熟していくというか、いろいろなことを知っていきながらそれに対応できるとしなければなりません。というのは、1つの言葉自身が非常に大事になってきますから。

それと、その時には傍聴会の時間をもうちょっと延ばして、来られて意見を述べられるということに対して意見交換というものが1つあるということ、チラシを出すときに、或いは新聞広告でもちゃんとそれを伝えておいて頂ければ、まずその部分は少しできるのではないかと思います。

荻野委員 (淀川部会)

これは委員会が皆さまに呼びかけるという形になっていますね。部会ではなくて、委員会の方が主宰するという形でよいわけですね。

私達がこれに対してどういうスタンスをとればよいのかというのがわからないので、少し仕組みを考えたかないといけないのではないかと思います。

寺田部会長 (委員会・淀川部会)

先ほどご紹介しましたように、これはこの前の委員会で、委員会として正式に意見を募ろうということに決まったわけです。ですから、これは部会ごとにやるではありません。各部会ともやろうということでしたので、それであれば統一的に、とにかく意見募集をやりたいということになりました。但し、その意見が出てきたものをどういう形で聴くかということ、各部会で自主的に決め

てやって下さいということでしたので、このチラシは、ここに書いていますように、正式に委員会として意見を聴かせて下さいということにしたわけです。

ですから、後は、来たいろいろな意見をこの部会として、部会に関連の深い問題、また今まで議論してきた中で非常に重要と思われることについての意見があれば、じかに聴かせてもらう方がよいのではないかと思います。紙だけで読むのと、じかに聴きするのとでは随分違いますから、この部会で次回にご意見を聴かせて頂く方をセレクトして、そして意見をじかに聴かせてもらおうではないか、ということにしようというのが今の提案です。

長田委員におっしゃって頂いたようなことは、これから必ずやっていかないとはいけませんし、やっていきたいと私も思っていますし、皆さまもそういうご意見だと思います。また、第2次、第3次という形でテーマをきちっと決めて、先ほど塚本委員が言われたように、いろいろな意見交換をやらせてもらいますということで広報をして、そして来て頂くということを、是非やりたいと思いますのでご了解下さい。

それでは、時間が短くなりましたが、あと10分で17時になりますので、最後に、最初にお約束しましたように、今日来て頂いています傍聴者の皆さまの中で、ご意見なり何なりとあればお出し頂きたいと思います。もしご意見がある方がありましたら挙手して頂きたいと思います。どうぞ、どなたかありますか。

傍聴者（橋本）

大阪市北区に住んでおります橋本正弘と申します。議事録への掲載は結構かと思えます。

私は日本野鳥の会の会員をしまして、淀川で2カ所、定例探鳥をやっている者です。今日の議論を聞いていて、淀川に対してよくしていこうということで、非常に期待が持てるのではないかといい感じを受けました。

それで、私としては、今日参加している人たちも、淀川へ行って見たことがないという人もあると思いますけれども、皆さま淀川の恩恵を受けています。これは何かと言いますと、水です。お風呂を使ったり、食事に使ったり、ダブダブ使っているわけです。そして、湯水問題もありません。

これだけの恩恵を受けている川、これが要するに1,400万とか1,600万と言われる水源です。淀川は水源であるという観点での河川整備計画というものも考慮して頂かなくてははいけません。それには、いわゆる水質がよくなってはいけません。私達が安心して使えるとなると、川はどうあるべきかということになります。

それから、いま1つは淀川の上流域です。要するに、森から始まっていると思いますが、いわゆる保水能力のある森づくりというところからの議論も必要ではないかと思えます。今日もちょっと出ていたかと思えますが、そういう感じを持っています。

それから、その水の問題からですが、水運ということが話題になっています。水面を使うというのもおもしろいと思いますが、ただ水源であるということからすれば、エンジンからオイルが漏れて、発がん性物質といいますが、そういうものが流出するということになると、これもおのずから制限されなければいけません。

それから、最近、水面の自由利用ということで、冬場でもウエットスーツを着て水上スキーとかジェットスキーをやっているわけです。かつては中津のところは右岸も左岸もヨシ原が茂っていて、鳥

たちはそこへまず渡ってくるのです。水面がいっぱいになるほど渡ってきたのです。

ところが、今、見て頂いたらわかると思いますけども、中津辺りには鳥は全くいないです。カモは
いないです。どうしてそういうことになったかと言うと、要するに水上スキーとかジェットスキーを
やっているせいで安心してそこに棲めないということで、今どこにいるかと言うと、11月中旬に渡来
してきたときは、矢倉海岸のそばにあります神崎川の河口です。それと毛馬の水門のところ。こ
こに大体それぞれ5,000羽、5,000羽、あわせて1万羽くらいホシハジロを含めた鳥たちが来るとい
うような状況になっていますので、その辺の現象も見ながら水運といいますが、そういうところも議
論して頂きたいと思っています。

寺田部会長(委員会・淀川部会)

ありがとうございました。他にございませんか。では、塚本委員からどうぞ。

塚本委員(委員会・淀川部会)

水質については、今、琵琶湖・淀川水質保全機構でグループ代表というのを募集されています。水
質というのは、先ほど申したように、生活から出てくるもの、それと産業が出てくるもの、レジャ
ー関係で出てくるものの結果です。そこはやはり、私もNGO的な動きをしていますので、是非つ
ながって考えていき、解決していきたいと思っています。先ほどの水質については、かなり自由度を
持って話し合いができるところを紹介しますので、もしよかったらそこにも入ってやって頂ければと
思います。

川上委員(委員会・淀川部会)

木津川の上流で活動しております「川の会・名張」の川上から淀川最下流の橋本さんにお答えいた
します。

森林の問題ですが、非常に木津川上流の森林は惨たんたる状態になっております。1998年の台風7
号で大変たくさん倒木が出まして、それを手入れする力もない林業家が殆どであります。例えば、
10年たてば土砂流出が起こると言われておりますが、だれも手をつけられないまま放置されていると
ころがたくさんあり、非常に心配しております。

それで、もう上流の住民だけで森林を維持管理していくのは無理であります。どうしても下流の人
たちの協力が必要だと私は思っており、上下流連携の仕組みができないかなという思いを持って、こ
の委員会に参加しております。どうか力を貸して下さい。

寺田部会長(委員会・淀川部会)

傍聴の方で他にご意見ございませんでしょうか。それでは、谷田委員、どうぞ。

谷田委員(委員会・淀川部会)

森林機能というのは保水力と言ってしまうのですが、これはいろいろ裏表があります。実は流
域委員会では少し説明して頂いたのですが、この部会でも、どの程度森林が機能を持っているか、土
砂に関してもどういう機能を持っているか、勉強会をやる必要があります。森林の保水力とかいうの

は意外に駄目だとか、洪水調節に対しても弱いとかいう考え方もあります。

塚本委員（委員会・淀川部会）

思い込みもありますよね。

谷田委員（委員会・淀川部会）

ええ。できたら専門家に来て頂くなり、この中のご専門の方に一度、勉強会をして頂くのがよいかもわかりませんね。できればよろしく願いします。

寺田部会長（委員会・淀川部会）

ありがとうございました。予定の時間がほぼ終わろうとしておりますので、本日はこれで終わりたいと思います。今日は本当にいろいろな角度から実りの多い議論をして頂きまして、ありがとうございました。次回は先ほどのようなことでやらして頂きますけれども、部会自体をどのようにやるかということにつきましても、また委員の皆さまにはご連絡を差し上げたいと思いますのでよろしく願いいたします。

それでは、庶務の方に返します。

庶務（三菱総合研究所 新田）

それでは、先ほどご紹介がありました、意見募集のチラシは受付の方に置いておりますので、山本委員のご提案のように、傍聴の皆さまのご意見を頂きたいと思えます。知人、友人、関係者の方にさらに配って頂けるということであれば、必要部数を庶務の方に言って頂ければお渡ししたいと思えます。また、意見募集は12月20日が期限となっております。期限を過ぎて頂いたご意見につきましては、一般からの通常の見解として取り扱わせて頂きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、これもちまして、第10回淀川部会を終わらせて頂きたいと思えます。どうもありがとうございました。

以上